

産業資本主義段階における

近代的独占の存在形態（五・完）

——北東イングランド石炭独占の歴史的 성격——

若 林 洋 夫

△目次▽

問題の所在

一 北東イングランド石炭鉱業の存在構造

(1) 石炭鉱業における技術改良と労働手段体系

(2) 石炭鉱業における労働力編成と資本・賃労働関係

（以上、第二十四卷第五・六合併号）

(3) 炭坑企業の展開と鉱区所有

二 石炭流通機構と市場Ⅱ独占禁止政策・石炭税制の展開

(1) 石炭流通機構と市場Ⅱ独占禁止政策の展開過程

(2) 石炭税制の展開過程

（以上、第二十五卷第二・三合併号）

三 北東イングランド石炭独占の歴史的展開

(1) 「出荷制限協定」成立に至る前史

(2) 北東イングランド石炭独占の歴史的展開過程

〔一〕 「出荷制限協定」の成立と展開——一七七一年～一八二八年（以上、第二十六卷第二号）

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態（五・完）（若林）

二五（一八九）

〔二〕 危機と再建——一八二九年～一八三四年三月

〔三〕 炭鉱主・ファクター協定の成立と展開——一八三四年六月～一八四三年(以上、第二十七卷第一号)

〔四〕 石炭独占の崩壊——一八四四年——とその意義

(3) 総括——北東イングランド石炭独占の歴史的 성격——前期的(初期)独占および「最新型独占」
との歴史段階的比較考察

付属資料 I 一八三三年ティン・ウエア炭鉱主連合協定規約

II 一八三五年ティン炭鉱主協定規約

(以上、本号)

三 北東イングランド石炭独占の歴史的展開

(2) 北東イングランド石炭独占の歴史的展開過程

〔四〕 石炭独占の崩壊——一八四四年——とその意義 一七七一年にティン・ウエア両河流域諸炭鉱を包摂して成立した北東イングランド石炭独占が一八二八年を境に存立の危機に直面しつつも、最も富裕な炭鉱主でさえも資産を食い潰したといわれる耐え難い熾烈な競争期間を経て、三四年三月、カルテル協定参加地域を拡大して、さしあたり、安定的基盤のもとで再建されたことは既に説明した。しかし、この安定的基盤なるものは、かゝるカルテルの独占的超過利潤——いわゆる「自由競争」体制下において範疇的に成立する一般的(平均)利潤率を市場独占によって上回る超過利潤——の収奪基盤としてのロンドンを中心とするイングランド東部沿岸および東南部地方の諸

市場——第10図を参照——の石炭需要に対する「過剰生産能力」——独占的超過利潤の形成と実現を阻害ないし否定するかぎりでの生産能力の過剰——の形成ないし累積を防止しうるものではなかった。一八二八年以前のこれらの諸市場に石炭を採算上出荷しうる炭鉱の立地条件は、一方では、タイン・ウェア両河の河口から約二五マイルまでというキール——河川における石炭運搬用平底船——が航行可能な中・下流地域に限定され、他方では、私有馬車鉄道等による抗外運搬手段——相対的に高い通行地代を含む高い陸上運賃を必要とする——によって河川の両側五ないし一〇〜一二マイル以内に制約された。これ以外の立地条件は北海沿岸だけであった。こうした炭鉱立地条件の制約性のもとに、増大する石炭生産力供給能力が市場の需要増加傾向に一定の限界内で均衡させられ、また市場参入阻止最高価格すなわち国内市場で独占的超過利潤を実現するうえで輸出市場は供給余力の捌口として「安全弁」の役割をはたしたのである。かゝる「海送炭」を生産する炭鉱立地条件の厳しい制約性と「需給均衡」を突き崩したのは、言う迄もなく、石炭輸送を主要目的とした公共（蒸気力）鉄道の建設である。しかも、北東イングランドノーサンブリア（Northumbria）域内の、とくにダーラム州——現在のダーラム・クリブランド兩州——の南部および西部と北海沿岸——たとえばストックトンやハートルプール——とを結ぶ「石炭鉄道」の建設である（第11図を参照）。域外諸炭田、とくにミッドランド——なかでもサウス・スタッフォードシャー——とロンドン等イングランド東南部とを結ぶ鉄道も北東イングランド石炭カルテルの市場独占に支配にとつて「脅威」の的とはなったが、カルテル崩壊の規定的要因となったのは域内「石炭鉄道」網の建設とそれに伴う「海送炭」の「過剰生産能力」の飛躍的累積であった。ただし、カルテルが実質的に崩壊した翌年の一八四五年でさえ、ロンドンへの鉄道による搬入炭は八、〇〇〇トンにすぎず——運河による搬入炭は六〇、二八〇トンで、五二年までの最高搬入量は四四年の七三、

八八四トンである——、これに対して「海送炭」は三四〇・三万トン——そのうち「カルテル地帯」から約三三〇・七万トン——にも達していたのである。⁽¹⁾ 本項では、北東イングランド石炭独占を崩壊させた規定的な一般的要因である「過剰生産能力」の形成と累積の問題を照射しつつ、他方でその崩壊を促進し、また一八四四〜四五年にその崩壊を規定つけた個人的諸要因を析出し、さらに、石炭カルテルによる独占的過剰利潤維持をめざす連合委員会による公共鉄道建設反対運動およびアウトサイダー対策等と協定維持のための主な措置を追跡したいと考える。

「過剰生産能力」の形成と累積 一八二八年のタイン・ウェア両河地域間およびウェア河地域内の主として割当出荷量の超過問題をめぐる対立に端を発した二九年一〜八月の公開取引自由競争の展開はそれ以後の危機の進行とカルテル体制の再建に独占の再編の出発点となったが、それは同時に海上運賃の例外的廉価性——それは現代でも妥当する共通点をもっている——という消費地市場に対する炭鉱立地条件の地理的自然的優位性を最も重要な存立条件の一つとする北東イングランド石炭独占が「鉄道時代」の開幕に直面して新たな対応を迫るものであった。かゝる視点から一八二九年から一八四四〜四五年までの北東イングランド石炭独占の展開過程、就中「過剰生産能力」の形成・累積過程を検討してみると、一八三六年ないし三七年を境にしていくつかの点において性格を異にする二つの時期に区分することができる、と思われる。

すなわち、一八二九年〜三六・三七年の第一期はこの石炭独占にとって迫り来るその最期的崩壊の危機を前にして、換言すれば、産業循環における恐慌局面を前にしたあの繁栄局面にも類似した、最期の繁栄を享受した一八三四年〜三七年という独占の満面開花の一時期——実際、一八三四〜三六年はイギリスの産業循環における好況・繁栄局面でもあった——を含んでいることである。そしてこの時期は、二九年と三三年一月〜三四年二月の二度に亘

る最も熾烈な公開取引——自由競争の経験——イギリスの産業循環過程において二九〇三年は中間恐慌であり、三一〇三年は不況であった——⁽²⁾を通じて、世界最初の蒸気力——公共鉄道でかつ“石炭鉄道”であるストックトン・エンド・ダーリントン鉄道の開通——主要幹線の開通は二五年九月二七日、その延長路線・支線については第11図を参照——によって“海送炭”生産地帯として登場したオークランド地区を中心とするティーズ河流域諸炭鉱を包摂することによって石炭カルテル体制を再建した三四年三月で前・後期に小区分することができる。すなわち、二九年一月～八月の公開取引——自由競争時におけるカルテル協定再建の努力はなおティーズ河流域諸炭鉱をヨークシャーやスコットランド等の諸炭田と同様に域外の競争相手——アウトサイダーとしてその存在を無視して進められたが、三三年一月～三四年二月のそれはティーズからの出荷量がカルテルの存立にとって無視しえないまでに増加したことによってやむなくそれを包摂したのである。だが、それは旧来のティーン・ウェア両河中・下流域諸炭鉱に比べて石炭独占の原理に対する重大な修正をもち込むものとしての陸上運搬手段としての公共鉄道の事実上の容認を含んでいた。旧来のティーン・ウェア両河中・下流域諸炭鉱は坑口から海洋航行用石炭船までの石炭運搬を一般的には坑口から河川の船積み場所までは私有鉄道（軌道）により、河川の船積み場所から石炭船まではキールにより、行なってきた。この場合、坑口から河川の船積み場所までの運搬経路確保のために、個々の炭鉱主は、一方では、通常、不利な交渉条件——運搬経路確保は炭鉱にとっては至上命令——のもとで半ダース程の地主と通行権（地代）契約——しばしば法外な通行地代の支払いを余儀なくされる——を結ばなければならないし、他方では、炭鉱主の負担で運搬軌道（waggonway）や炭車等の投資をしなければならぬ。かゝる共通の条件のもとで石炭独占が構築されていたかぎりでは、陸上運搬の大部分を公共鉄道にたよるティーズ河流域炭鉱の登場は、のちに説明

第42表 北東イングランド石炭独占における出荷制限に関する指標

Years	Items	Issues of the year per 1000	Actual vend of the year per 1000	Aggregate Basis	
				tons	index
1771		890	—	1,696,000	35.3
1799		810	—	2,577,125	53.6
1817		889	—	2,941,500	61.2
1827		720	—	3,532,450	73.4
1828		811	810	3,626,525	75.4
1829		270*	—	—	—
1830		835	—	—	—
1831		840	—	—	—
1832		730	—	—	—
1833		—	—	—	—
1834		645**	626**	4,618,287	96.0
1835		768	753	4,644,788	96.6
1836		—	752	4,809,750	100.0
1837		—	800	—	—
1838		695	681	5,620,195	116.9
1839		—	652	—	—
1840		555	557	7,241,000	150.5
1841		573	514	7,871,925	163.7
1842		500	492	8,112,375	168.7
1843		430	440	8,483,850	176.4
1844		413	383	9,230,800	191.9
1845		—	—	10,635,703	221.1

註1) 出典 “Commons' Report of 1836”, pp.52, 117, 121; Dunn, *op. cit.*, pp.68-9, 85, 229; T.J. Taylor, *op. cit.*, pp.21-2; D.J. Williams, *op. cit.*, p.54,より借用・算出。

2) 文献・資料間の不一致は原資料に近いが、または整合性の視点から調整した。

3) * 1929年9月～12月の記録である。

** 1934年3月～12月の記録である。

するように、いわば旧来型の炭鉱主にとって自分たちが政府の手によって“不正で不利な競争条件”に陥れられた結果であると看做されたのである。それにもかかわらず、彼等はこの新しい競争手をカルテル協定再建のために迎え入れざるをえなかったのである。⁽³⁾

こうして、旧来の石炭独占の原理の一つを事実上修正しつつ三四年三月に再建されたカルテル協定のもとで、三四年～三六年の好景気とまだ幼年期にあった公共鉄道という現実が幸いして、生産割当基準に対する年間指示出荷率は三四年から三七年

にかけて上昇傾向を辿り、出荷制限対象外の輸出も含めた「海送炭」出荷実績の生産割当基準に対する比率は、
ほぼ、三五年八五%、三六年八六%、三七年九三〜九四%——自家消費用（炭坑汽罐・坑夫家庭燃料用）と内陸向け出
荷は併せて一〇%前後になると思われる——に達した。（第42表および第43表参照）⁽⁴⁾

ところが、三四年〜三七年の北東イングランド石炭炭業の繁栄と高利潤率——三八年もなおその最期の年に入れて
よい転換点である⁽⁵⁾——は、炭鉱投資の急増を招来し、かつ大量の投機資本——元來、炭鉱・鉱山投資は投機的性格をも
っているが、ここでは三七年〜三八年は全国的には恐慌と不況の時期であったこととの関連に注目したい——を誘引し、テ
ィーズ河流域のみならずタイン・ウエア両河中流域まで既存炭坑の切羽拡張や坑増設と新炭坑の開鑿が進められ、
同時にそれと並行して公共鉄道の計画と建設が展開された⁽⁷⁾。のちに詳説するように、一八三六年にタイン・ウエ
ア両河流域の炭鉱主を中心としてダーラム司教やダーラム僧会を含む鉱区所有者と通行権地主を巻き込んだ大規
模な彼等にとつて最期の公共鉄道建設反対運動が展開されたが、これが結局敗北したことを境に、三〇年代後半
から四〇年代前半にかけて大炭鉱主たちの牙城であるダーラム州東北部——現在のダーラム州の最東北部——を含
めたダーラム州のほぼ全域にわたつて公共鉄道が建設された。（第11図を参照）この事實は、タイン・ウエア両河
流域の旧來からの炭鉱主たちは公共鉄道建設を現実に阻止する見込みがないと判断するや、その反対の論拠さえ
放棄して自らも輸送費の安い公共鉄道建設促進へと転換したことを示すものである、と思われる。

かくして、一八三六年以後の炭鉱投資の急増——既に第一章第三節で指摘したように、二九年現在のタイン・ウエア両
河流域の炭鉱投資額は約二五〇万ポンドであったが、四三年現在のニューカスル・ダーラム地方全体のそれは約一、〇〇〇万
ポンドとなつており、その増加分の大半は三六年以後のものと思われる——は、ほぼ三年間程の懐妊期間⁽⁸⁾——試掘・掘整開

始から採炭Ⅱ出荷開始までの所要期間——を経て、一八四〇年頃から採炭Ⅱ出荷を行なう操業炭坑が殖え始めた。⁽⁹⁾既に本稿第一章第三節の第5表で明らかなように、一八二九年から三六年までのティーズ河流域の一四炭坑増を中心として全体で二〇炭坑増加したが、三六年から四三年まではティン河流域二三炭坑増、ウエア河流域一〇炭坑増を中心として三七炭坑増加した。換言すれば、三六年を境に、新炭坑投資の主軸がティーズ河流域からティン

第44表 1829年～1843年の北東
イングランド炭田における
過剰生産能力の形成

	1829～1836	1836～1843
生産能力増	40%	60%
産荷実績増	30%	30%

出典 Sweezy, *op. cit.*, p.112. より借用

・ウエア両河流域へと移動したことを示している。それと同時に、スウィージーが各種資料を比較分析した結果算出した一八二九年～四三年の生産能力と出荷量の増加率に關する推計表⁽¹⁰⁾——第44表を参照——によれば、二九年～三六年の生産能力増加率は四〇%、三六年～四三年のそれは六〇%であり、他方で、出荷量増加率は其々三〇%——第43表をも参照——となっている。したがってこの推計表は、二九年以降既に「過剰生産能力」の漸進的累積があることを確認しつつも、むしろ三六年以降のそれは加速度的ないし急進的であることを示している。⁽¹¹⁾

三六年以後の「過剰生産能力」の加速度的累積の背景に公共鉄道建設の進展と炭鉱投資の急増があったことは既に指摘したが、他方では、三七年～四二年ないし四三年が全国的な景気停滞期——三七年～三八年の恐慌と不況、四〇年の不況、四一年～四二年の中間恐慌等⁽¹²⁾——であり、しかも三五年以来事実上無関税——イギリス属領向け無税、外国向け従価〇・五% (10s. per cent. ad. valorem) (第45表(1)を参照)——であった輸出炭に四二年に輸出関税が再賦課——塊炭トン当り二シリング、粒炭トン当り一シリング、コークス無税——され、⁽¹³⁾「石炭カルテルの『安全弁』」の機能を制限されたことにも注目しなければならない。すなわち、

第45表 イギリスの石炭輸出

(1) 1835年～1850年の石炭輸出量の推移と輸出関税

	tons	index	Duties on Seaborne Coal
1835	736,060	80	{British Possessions. Free.
36	916,868	100	{Foreign Countries 10 per cent. ad valorem.
37	1,113,610	121	" "
38	1,313,709	143	" "
39	1,449,417	158	" "
1840	1,606,313	175	" "
41	1,848,294	202	" "
42	1,999,504	218	{Large coals 2s. per ton.
43	1,866,211	204	{Small coals 1s. per ton.
44	1,754,171	191	" "
45	2,531,282	276	{British ships. Free.
46	2,531,108	276	{Foreign ships without privileges 4s. per ton.
47	2,483,161	271	" "
48	2,785,300	304	" "
49	2,828,039	308	" "
50	3,351,880	366	{The duties on coals, & c., wholly repealed from 14 th August 1850.

註1) 出典 "Commissioners' Report of 1871-Vol. III", Appendix to the Report of Committee E., p.80 (Appendix, Table No.60), より借用一作成.

2) Cinders, Coke, Culm. Anthracite を含む.

(2) 1842年の輸出関税再強化による42～43年の塊炭・粒炭の輸出量の増減

	1842	1843		
Export of round coals	tons 1,828,069	tons 1,347,275	tons 480,794	Decrease
Ditto small coals	148,001	455,888	307,887	Increase

出典 Dunn, *op. cit.*, p.234.

(3) 1840～43年のコークス輸出の推移

Years	tons
1840	13,783
1841	16,514
1842	23,434
1843	42,698

出典 Dunn, *op. cit.*, p.234.

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態(五・完)(若林)

少なくとも一八三八年——スウィーデンは一八二八年としているが——以降、⁽¹⁴⁾連合委員会は既存炭坑の拡張と多くの新炭坑の参入に伴なう生産能力の増加によって総生産割当基準の追加を余儀なくされながらも、指示出荷率を削減することを一般的原则として対処し——第42表を参照——、他方で、個々の炭鉱主はかゝる削減分を可能なかぎりの輸出増で相殺しようとしていた——海送炭¹¹総出荷量の輸出比率は一八二八年六・二%、三六年一三%、三八年一七%、四二年二・一%、と三四年を除き一貫して増加し、三八年を基準とした四二年の国内向け出荷増一・八%、輸出増四・八%増であった(第43表参照)——のであるが、四二年の輸出関税再賦課(強化)はかゝる“安全弁”の機能制限ないし衰弱と国内市場における競争圧力の一層の強化を招来したのである。⁽¹⁵⁾ノーサンバーランド・ダーラム兩州からの石炭輸出は一八二八年〜三五年にイギリス全体の七六・四%、三六年〜四三年のそれは七八・五%⁽¹⁶⁾、高い比率を占める中で、兩州からの四三年の石炭輸出は前年比四・七%減、四四年のそれはのちに關説する坑夫ストという事情も加わり前年比二一・三%減を記録し、さらになかでも収益性の高い塊炭輸出はイギリス全体で——北東イングランドも同様のことと思われる——四三年に前年比二六・四%減(粒炭・コークスは逆に著しく増加した)となり、最も厳しい打撃をうけた(第43表および第45表(1)、(2)、(3)を参照)。こうして、四二年の石炭輸出関税の再賦課は三八年以降の北東イングランド石炭鉱業の操業率低下——「過剰生産能力」の累積——に拍車をかけ、石炭カルテルの崩壊を促進した。

三八年以後、生産割当基準に対する年間指示出荷率は、四一年にわずかに(一・八%)反転したものの、四二年に五〇%ラインを割り込んでなお四四年の四一・三%にまで減少しつゞけ(第42表を参照)、また、輸出を含む“海送炭”の総出荷量の生産割当基準に対する比率は、ほど、三八年八二%、三九年八〇〜八一%、四〇年七

〇%、四一年六五〇六六%、四二年六三〇六四%、四三年五六〇五七%、四四年四七〇四八%（生産割当基準に対する実際の操業率は、既に指摘したように、自家消費・内陸出荷分を含めると、これより一〇%前後上がる、と思われる）と推定される。

個別的炭鉱経営もこうした事態を明確に反映した。ロンドンデリー侯の炭坑企業——ピティントン、レイントン、ベンシヤウの主要三炭坑（四三年三月二五日現在）を経営——の主要二銘柄であるスチュワーツ・ウォールズエンド炭とイーデン・メイン炭の売却量は、三七年以後この企業の生産割当基準——三七年のそれはなお確定できないが、三年のそれは一三八、〇〇〇ニューカスル・チャルドロン（三六五、七〇〇トン）である——は同一のままであったという事情のもとで、三七年の一三三、五八四ニューカスル・チャルドロンから四三年の五九、五九六ニューカスル

第46表 ロンドンデリー侯の炭坑企業における石炭売却量の減少

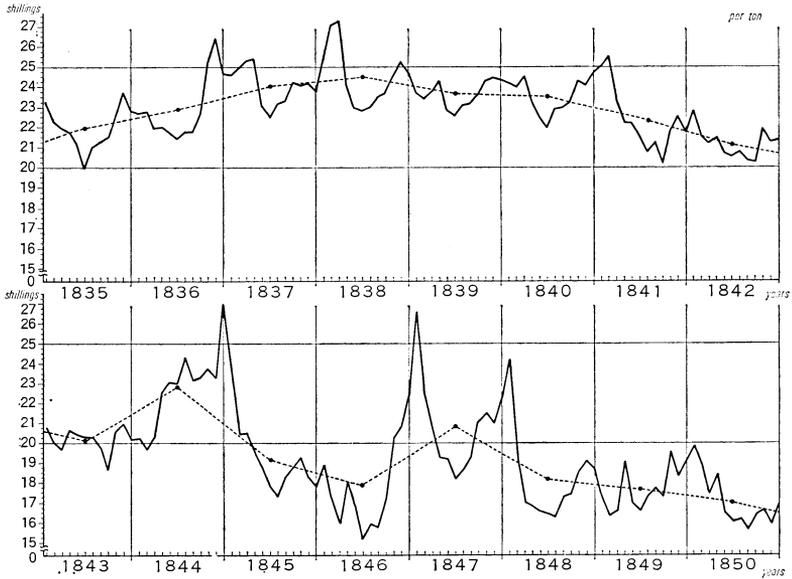
Years	Newcastle chaldrons	Index
1837	113,584	100.0
38	92,694	81.6
39	88,466	77.9
1840	77,458	68.2
41	79,379	69.9
42	68,738	60.5
43	59,596	52.5

註1) 出典 Large, *op. cit.*, p.2; Sturgess, *op. cit.*, p.95, より借用一作成。
 2) 売却量はスチュワーツ・ウォールズエンドおよびイーデン・メインの2銘柄のみの記録である。

債の元本返済・各種利子支払い、財産税支払い等々——をロンドンデリー（ペインリテンベスタ家）の全収益——炭鉱、シアムの港湾・輸送・石切などの事業収入および農場地代収入でその基礎は炭鉱利潤——で賄うことができなくなっている。

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態（五・完）（若林）

第12図 1835年～1850年のロンドン港における最上質炭の平均船側（F. O. S）価格の推移



註1) 出典 “Commissioners’ Report of 1871—Vol. III”, Appendix to the Report of Committee E, p.208 (Appendix, Table No.152), より作成。

2) 実線は月別価格を示し、破線は年平均価格を示す。

3) 最上質炭は複数銘柄であるが、銘柄名は不明。

ることを示している⁽¹⁷⁾。この事實は、一方では、操業率低下——四四年初における遊休坑は12坑のうち7坑——による償却費・遊休坑維持費の比率の増大や労働生産性の低下——年季繫縛制の下での一定の「過剰」坑夫の企業内滞留、四二年の坑内夫一人当り年生産量一七一ニューカスル・チャルドロン、四三年一六六・五ニューカスル・チャルドロン——等による単位生産量当り費用の上昇によるものであり、他方では、一八四二年～四三年における出荷港での船上渡し価格は三六年一〇月～三九年水準——サンダーランド最上質炭でトン当り一—シング六ペンス等々——を維持していたが、かなり多くの場合それは炭鉱主による備船契約の多発化——船積み港での船主〇荷

主への売却と備船による炭鉱主勘定でのロンドンなどの消費地市場での売却との、炭鉱主にとっていつも不利な「混合制度」(a mixed system of Sales and Freight)により取引価格は低い市場の水準にさやよせられ、当面の時期にはロンドン市場の取引価格に引き寄せられた——によって全く名目化し、三八年以降四三年までのロンドン市場における取引価格が一貫して下落した(第12図参照)ことを反映しているのである。⁽¹⁸⁾

かくして、一八四三年は、三四年以後の北東イングランド石炭鉱業にとつての「不況のどん底」(the nadir of the depression)ないし「破滅の年」(the catastrophic year)であつた。⁽¹⁹⁾北東イングランド主要三港からの国内向け出荷量は前年比二・一%減(第43表を参照)にもかかわらず供給過剰となり、ロンドン港における最上質炭の年平均船側価格はトン当り二〇シリングニペンスで前年比四・七%減、三八年比一七・七%減となり、三四年のカルテル協定再建以来最低であつた。(第12図を参照)さらに、四二年の輸出関税再賦課の結果、輸出積み出し港価格は多くの場合生産費以下の水準に達した、といわれた。⁽²⁰⁾そしてこの年は、既に前節で詳説したように、ロンドン市場におけるファクターの石炭売却に関する限定規制さえもが崩壊した年でもある。

この結果、一八四四年初めには、四三年までは兎にも角にも名目的には維持してきたニューカスル・チョールドロン当り三〇シリング六ペンス(トン当り一シリング六ペンス)というサンダーランド最上質炭の協定規制価格に船上渡し価格——すべての協定等級価格の基準であり、かつ供給出荷の指標——は、遂に、二五シリング(トン当り約九シリング五ペンス)にまで下落した。この価格水準は、ウッド(Thomas Wood)が一八三六年の議会証言で、劣等炭には利潤をもたらさないか、または著しい損失を伴うものとして設定したものである。⁽²¹⁾今や、ロンドンデリー侯の炭坑企業の鉱業代理人兼財務責任者であつたバドルが存命中(四三年一〇月一日死去)に「取引規制」

反対論者であるこの侯爵を説得した時の主張、すなわち取引規制の存在理由は熾烈な競争が多く、炭鉱経営を利潤のないものにする価格下落期に利潤を保護するものであるという主張は、まさに一八四四年にニューカスルで出版したその著書で炭坑監督兼鉱業代理人のダンが指摘する「規制は危難に遭遇している、と、いってよい」し、「……いかなる措置を採用するのも、今では遅すぎ……唯一の選択肢は、いわゆる利潤のない規制の継続か、公開取引(「自由競争」)に頼るか、どちらかである」(23)(鈎括弧内は引用者)という現実的判断に席を譲ったのである。

こうして、一八三四年～三七年ないし三八年の再建された「出荷制限(カルテル)協定」体制下の北東イングランド石炭鉱業の繁栄と高利潤率および三六年における連合委員会を中心とした炭鉱主らの議会に対する公共鉄道建設反対運動の敗北という条件のもとで、三六年以降大規模に展開された炭鉱投資による「過剰生産能力」の累積、したがってまた生産割当基準に対する年間指示出荷率の急減は、カルテルの実際の機能を著しく低下させ、一八四四年初めには、協定傘下の炭鉱主たちは、公開取引「自由競争」の再開による価格暴落→赤字経営→倒産という「恐怖の前の団結」か、当初局面での赤字覚悟→究極における利潤増のための完全操業をめざす公開取引「自由競争」の再開か、という一触即発の危機を迎えていた。そして、この年の石炭カルテルの実質的崩壊にとって四月以降の長期にわたった坑夫ストとその結果の処理をめぐるロンドンデリー侯の態度とが決定的な役割をはたしたのであるが、その説明に進む前に、項をあらためて連合委員会による公共鉄道建設反対運動について説明し、そのうちアウトサイダー対策等の協定維持のための主な措置を説明する末尾でそれに戻りたい、と思う。

炭鉱主等の公共鉄道建設反対運動 公共鉄道がまだ全くの幼年期にあった一八二八年にはカルテル協定傘下のタインおよびウェア両河流域の炭鉱主たちはそれが独占的超過利潤の存立基盤を脅やかすものであることに既に

気づいていた。二八年四月五日にタイン、ウエアの連合委員会が準備した公共鉄道を激しく非難した請願書がこのことを証明している。この請願は公共鉄道という新しい交通形態に反対して炭鉱主と資本家と地主とが利害共同態を形成し展開された激しい運動の開幕であった。ところで、彼らの請願内容の特徴は、①土地収用権に含まれる「財産権の侵害」に対する首尾一貫した反対という態度に欠け、②唯一の首尾一貫した反対理由はイギリス石炭鉱業における、就中彼らの国内市場圏としてのロンドンを中心としたイングランドの東部沿岸および東南部地方の諸市場における独占的地位を死守しようとする願望である。すなわち、タイン、ウエア両河中・下流域の既存の炭鉱主たちは、①名誉革命以降の確立された慣習として、通行権地主と私契約を結んで坑口から河川または北海沿岸の船積み場所までの石炭運搬路を確保し、その代価として高い通行地代を支払い——ただし、とくにウエア河地域の大炭鉱主は通行地代の支払い人であるというよりもむしろはるかに大きな受領者であった——、②そのうえ、炭車軌道——二〇年代までは馬車軌道で、三〇年代には一部の大炭坑で蒸気機関車が導入された——やその他の運搬手段を自己負担で敷設したのであり、この両者を回避し、とくに前者の慣習——これこそタイン・ウエア地方全体の観点から見ればまさしく地理的位置の独占的利益を分配する手段であった——を覆す公共鉄道をその沿線の炭鉱主は彼らを「差別」するものであると主張したのである。⁽²⁴⁾

公共鉄道建設（法案）に反対するこの二つの論点ないし原理——土地収用権という私有財産の権利に対する国家干渉に関しては、公共鉄道一般に反対せず、この二つの原理を覆し彼らを差別的な条件におき、彼らと競争相手となる「石炭鉄道」としての公共鉄道敷設のための土地収用権にのみ反対する、という限りで首尾一貫性に欠く——は、二九年の上院の「連合王国における石炭業の状態を考察するための特別委員会」の聴聞会でJ・バドルによって指摘され、また、三

〇年の下院の「石炭業の状態に関する特別委員会」の聴聞会でタイン、ウェアの連合委員会議長R・W・ブランディングによつても繰り返され、⁽²⁶⁾さらに彼は慎重に言葉を選びながらも政府の「石炭鉄道」としての公共鉄道に對する政策を次のように批判した。

「われわれが不満に思うことすべては、政府が、われわれが重い租税負担により国庫に貢献し、わが内陸の競争相手がそれを免除されている時に、内陸炭坑の所有者に、われわれが以前占有していた諸市場で、われわれと競争しうるようにするために、彼らを支援しようとしていることです」⁽²⁷⁾

一八三一年にロンドン・エンド・バーミンガム鉄道法案 (the London and Birmingham Bill) —— G & R・ステイヴンソンにより路線計画が作成されたバーミンガムのグロスヴェナー・ロー (Grosvenor Row) からコヴェントリー (Coventry) 經由でロンドン近郊カムデン・タウン (Camden Town) までは結ぶ延長約一一マイルで、当初所要資本評価額二五〇万ポンドの鉄道建設計画——がはじめて上下両院に提出され、下院ではかなりの反対をうけた後に可決されたが、結局、上院で否決され、炭鉱主らは一時的勝利を得た。しかし、翌三二年に同法案は再び議会に提出された。タイン委員会はただちに炭鉱主たちに「一般的諸原理にもとづき上下両院でその法案に反対することを」誓約させ、二月二五日に召集されたタイン、ウェアの連合炭鉱主總會で採択された請願書は、同法案に反対するのは「私有財産の侵害によつて」「連合」王国の運送業をその自然的成り行きから無理に逸らし、さらに繁榮している地方の裕福な住民に彼らがほとんど運のない競争相手に対して既に保有している有利な地歩以上に別のそれを与える」ものであると主張し、地主との私的契約による以外の方法で通行権を獲得しようとすることに反対した。彼らの反対運動にもかかわらず、通過路線の地主層との妥協のために五〇万ポンド——一マイル当り平均約四五〇〇ポンド——

の特別費用を支払う付帯事項付きではあったが、比較的わずかな反対をうけただけで、同法案は成立した。同鉄道会社は法案成立のための費用として七二、八六八ポンドを支出し、また所要建設資金は完成前に当初見込みのほゞ二倍、五〇〇万ポンドに達した（全線開通三八年九月一七日）⁽²⁸⁾。

ところで、タイン、ウエアの連合委員会はロンドンをミッドランドから孤立させ続ける見込みがないことをすぐに悟ったにちがいないと思われ、またロンドンにかなりの量の石炭を公共鉄道で直接輸送する可能性はなお遠い将来のことであった——ロンドン・エンド・バーミンガム鉄道によるロンドンへの石炭輸送量は一八四五年でもわずか八、三七七トンにすぎなかった——が⁽²⁹⁾、それとは比較にならない程重大な問題は域内における「石炭鉄道」としての公共鉄道建設の進展である。一八三六年に域内における三つの公共鉄道建設プロジェクト法案（the South Durham Railway Bill, the Durham South-West Junction Railway Bill, the Newcastle and North Shields Railway Bill）が議会に提出された時、三四年三月に地域的に拡大されて再建された「出荷制限協定」傘下の炭鉱主は最も強力で大規模な反対運動を展開した。

三六年四月二日、ニューカスルの石炭業務所で開催された連合炭鉱主総会——タイン、ウエア、ティーズ三河川の主要地域だけでなく、シアム、ハートレイ、カウペンおよびネザートンの小地域からも出席——は、①サウス・ダラム鉄道法案を既に指摘した原理にもとづいて激しく非難し（第一決議）——反対運動の焦点は後述するように、このサウス・ダラム、ダラム・サウス・ウエスト・ジャンクション両法案である——、②この法案の成立を阻止するため特別委員会を設置し（第二決議）、一一名の委員を指名し（第六決議）、③運動資金を炭鉱主ばかりでなく鉱区所有者や通行権地主を含むすべての利害関係者が負担するものとし——後二者には諸決議の写しを送付する——（第三決

議)、さらに④ノーサンバーランド・ダーラム兩州、さらに兩州のシティおよび自治都市選出のすべての下院議員に諸決議の写しを送付して積極的な協力を要請する(第五決議)——炭鉱主のなかに同總會に出席したバードン(W. W. Burdon)、ピーズ(Joseph Pease) 兩下院議員、およびダーラム伯ラムトン卿、ベル(Mr. Bell) 兩下院議員、あわせて少なくとも四名の下院議員が含まれている——こと等、六つの決議を採択した。⁽³⁰⁾この第二、六決議にもとづく特別委員会が四月七日に開かれ、①各炭鉱主から生産割当基準一、〇〇〇チヨルドロン当り一二シリング六ペンス——三六年の総割当基準によって計算すれば、総額約一、一〇〇ポンド——、②鉱区所有者および通行権地主から地代の一%、の運動資金を徴収し、また要請する決定が行なわれ、回状として炭鉱主に送付された。炭鉱主も、鉱区所有者・通行権地主も、この要請に応じ、前者は実際には一、〇〇〇チヨルドロン当り一ポンドの寄付をし、また後者のなかにはノーサンバーランド公爵(隠退炭鉱主)のように一八〇ポンド一八ペンス——彼は一八三三年から五三年の二年間に六年間を除いて毎年一九、〇〇〇ポンド以上の鉱区使用料・通行地代を得ており、三五年は鉱区使用料一三、五二三ポンド、通行地代二、六七七ポンド、合計一六、二〇〇ポンドの収入を得ていた——の寄付をした大地主もいた。⁽³¹⁾かくして、域内公共鉄道建設拡大に対する反対運動が開始され、特別委員会の六名の委員を含む代表団がロンドンに派遣され、四月一六日に当地のブリティッシュ・コーヒー・ハウスでR・W・ブランドリングを議長とする特別委員会と、ロンドンデリー侯を議長とする六名の委員と上・下兩院議員を含む炭鉱主會議が開かれた。前者の特別委員会では、タイン委員会副書記のギルズに運動資金徴収を促進し、そのなかから反対運動のための法律顧問として弁護士ステイヴンソンを雇うために予約弁護料四〇〇ポンドを送金するよう指示する決定を行なった。後者の炭鉱主會議——この會議には北東イングランドにおける最大の鉱区所有者の一人で公共鉄道法案に反対している

ダーラム司教の代理人デイヴィスンも参加した——では、四月二日の連合炭鉱主総会の決議を支援し、かつそれを効果的に進捗させることを確認しつつ、サウス・ダーラム鉄道とともにサウス・ウェスト・ダーラム鉄道——ダーラム・サウス・ウェスト・ジャンクション鉄道を指す——の事業計画も石炭業の利益にとって有害であり、それに反対する沿線の地主、炭鉱および通行権の賃貸人・賃借人と協力し支援し、さらに両鉄道法案に対する反対運動のために法律顧問としてステイヴンソン弁護士を雇うこと等を決議した。⁽³²⁾

こうした動きと前後して、下院に対して、ノースアンバーランド、ダーラム両州の炭鉱および炭坑の所有者並びに賃借人の請願、(To the Honourable the Commons of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, in Parliament assembled. The Petition to the undersigned Proprietors and Lessees of Coal-mines and Collieries in the counties of Northumberland and Durham) その所領が収用対象となるロンドンデリー侯——サウス・ダーラム鉄道はフロスターレイ (Frosterley) からウィリントンまで走行し、さらにハートルプール鉄道のウインゲイト線と接合するのであるが、ロンドンデリー侯の所領はその路線の東端に位置し、ウインゲイト線との接合地域一・二五マイルがその対象となる——やダーラム僧会 (the Dean and Chapter of Durham) の請願等、とくにダーラム南部および西部を予定路線とする二法案に反対する多くの請願が提出された。最初に指摘した請願が最も体系的に鉱区所有炭鉱主・鉱区賃借炭鉱主および鉱区所有者の利害関心と政策要求を代表していると思われるので要約しておこう。

第一に、三鉄道法案の内容について、①ノースアンバーランドおよびダーラム両州の石炭鉱区を通過することを計画し、②その鉄道敷設計画のいくつかは採炭可能鉱区から船積み場所まで石炭を運ぶことを唯一の目的として企図されており、③当該の発起人^{プロモーター}に該当地主から——彼らが同意しようとしまいと——土地を収用する権限を付与

することが目論まれている。

第二に、請願者の立場と三法案の評価について、①請願者は上記の兩州で大規模に炭鉱に従事し、膨大な費用をかけて石炭を船積みしており、②少なくとも一五〇年間、坑口から船積み場所まで石炭を運ぶ木製および鉄製の軌道を敷設するために当該地主と交渉し、私的契約で地代額を決定し支払う普遍的慣習を確立してきたが、③三法案は当該の発起人にこのような必要から免れさせ、請願者に対して不公平に有利な地歩を得させようとするものであり、④三法案の現在の形で成立は当該の発起人と少数の炭鉱主に対する最も条理の立たないポーンナスであり、この地方の慣習を覆す請願者の公認された権利の断固とした侵犯であり、⑤さらに炭鉱経営のために投下された膨大な資本と地代は、多くの場合、家族継承的不動産処分(family settlements)と貨幣貸借の担保物件の主体であり、それが三法案によるあの慣習に対する不公平かつ不法な干渉によって危うくされる。

第三に、政策要求について、①請願者は公正な競争に反対するものではないが、土地収用権を付与した鉄道建設はかゝる公正な競争を破壊するものであり、②この前の読会中に成立した二つの法律によって、鉱山地域の土地を通る鉄道を建設する権限に対する通行地代の支払義務と絶対必要な土地に関する地主の同意文書の提出義務を定められたのであるから、③三法案にも予定路線の土地の地主の書面による同意を必要とする一条項を挿入し、④この地方の確立された慣習にしたがって通行地代を地主に保証するか、地主が土地売却をしなければならぬ時には該当土地の価値は通行地代の全額によって評価すること。⁽³³⁾

さらに、連合委員会は、三法案を審議する下院の委員会に自らの証人を派遣し、また同時にミドルセックスとウェストミンスターの住民からのロンドンのファクターによる市場規制と北東部の炭鉱主のコンピネーションに

よる石炭の高価格に反対する請願によって設けられたあの「石炭業の状態に関する特別委員会」の聴聞会に召喚された証人も既に述べてきた諸論点でとくに二法案に反対する証言を行い、鉄道敷設に反対している地主やその代理人とたえず連絡をとり、炭鉱主と地主との会議を開き、ダーラム司教およびダーラム僧会が派遣した代理人⁽³⁴⁾ 証人には前記の運動資金⁽³⁴⁾ 寄付金から必要経費を支払った。

だが、こうした大規模な公共鉄道法案反対運動の内部にも弱点があった。一つは、既にカルテル協定傘下にあるティーズ河流域の炭鉱主への配慮と関わって現われたストックトン・エンド・ダーリントン鉄道に対するR・W・ブランドリングとJ・バドルの評価の食い違いである。ブランドリングは同鉄道に対して過去においても現在でも「石炭鉄道」として批判したのに対して、バドルは過去の立場を無視して、同鉄道をニューカスル・エンド・カーライル鉄道とともにこの地方の商業発展という一般的目的に貢献する道理にかなった鉄道であると証言したのである。⁽³⁵⁾ もう一つは、一法案の発起会社であるサウス・ダーラム鉄道会社にカルテル協定傘下の炭鉱主やパートナーが含まれ、反対運動の足並みを乱したことである。すなわち、同鉄道会社の発起人ないし取締役に、ウェア河流域における永年の協定当事者であるノース・ヘットン炭坑のラッセル(William Russell)とティーズ河流域のノーウッド炭坑(the Norwood Tees Company)のパートナーであるバレット(Baret)が名を列ねており、またウィリントン炭坑のミルズ(William Mills)もその中に入っていた可能性がある⁽³⁶⁾ ことである。

以上説明してきた連合委員会を中心とした炭鉱主たちのダーラム司教、ダーラム僧会やノーサンバーランド公爵などの大鉱区所有者⁽³⁶⁾ 地主をまきこんだダーラム州南部・西部に公共鉄道を一層拡大する諸法案に対する大規模な反対運動にもかゝらず、またそれは石炭の高価格に反対するミドルセックスやウェストミンスターなどの

ロンドン周辺の住民・製造業者の反撃を伴ったのであるが、三法案は議會を通過し成立した。直接に三法案を審議する委員会ではないが、「石炭業の状態に関する特別委員会」——この委員会には一五名の委員のうち、ベル、ピーズ、ラムトンの三名が炭鉱主出身の委員であった——は、三法案に反対する炭鉱主代表の証言を詳細に整理しつつ、収用権行使による土地購入価格が通行地代換算の約 $\frac{1}{2}$ となることと公共鉄道の建設推進が新石炭供給地域の拡大と供給増をもたらすことを確認しつつ、その報告の末尾で次のような結論を下した。

「結論として、本委員会は、主としてブランドリング、バドル両氏の証言、さらに両証人が擁護する諸原理——すなわち、炭鉱主が設定する価格で供給を規制するために結合しなければならない権利、および彼ら自身に支払うよりも少ない運搬費であらゆる石炭が市場にもたらされるのを防ぐ権利——に言及しよう。本委員会は本院の特別の注意が、証言のなかで十分詳細に述べられたように、首都への石炭供給を妨げる結果をもたらすにちがいないダーラム・サウス・ウエスト鉄道およびサウス・ダーラム鉄道両法案の進行に反対する炭鉱主の弁論に向けられることを要請する。本委員会は、新供給を促進するあらゆる手段が、北部の炭鉱主とロンドンのファクターとのコンビネーションを防ぐ最も効果的な方法として奨励されるべきであり、さらにまた、第二説会で、ロンドン港における石炭取引を資本と企業の競争に自由に任すべく、28 Geo. 3. c. 13——⁽³⁷⁾の法律の罰則により現在排除されている——の特殊な禁止規定を廢止する法案がたゞちに提出されるべきである、と勧告する。」

かゝる反対運動の敗北以後、炭鉱主の公共鉄道建設反対運動は影を潜め、他方で、既に説明したように、三〇年代末以降、連合委員会は出荷制限強化策^{II}指示出荷率削減策を追求し、石炭独占の存立基盤は急速に侵食されていったのである。スウィージーはこの炭鉱主の運動の敗北を産業ブルジョアジーが封建的精神をもった地主貴族制を社会的後景に追いやる過程における勝利の一齣——止めの一撃は穀物法廢止——であると規定しているが、⁽³⁸⁾むしろ近代的土地所有の確立過程における資本による土地所有の從属過程の進展として把握すべきであらう。

域内アウトサイダー対策・協定維持のための主な措置と石炭独占の崩壊 連合委員会が域内アウトサイダー問題

を重視して系統的にとりくみはじめるのは新規参入炭坑が殖えはじめる一八三〇年代半ば以降であり、それは多かれ少なかれ協定維持のための主な措置——生産割当基準の追加と出荷指示率の削減を基軸とした諸措置——と関連していた。予め、一八二八年〜一八四四年のタイン、ウエア、ティーズ三河川流域炭田におけるカルテル

第47表 三河川流域炭田におけるカルテル炭坑の占有率

1823	88.0%
1835	87.3
38	86.8
1840	82.7
41	89.3
42	84.0
43	80.9
44	83.3

出典 本稿第42表および第43表より算出

炭鉱の国内出荷占有率を示すと、第47表の通りである。また、一八二八年のタイン河流域におけるカルテル炭鉱の占有率は九二・一%、ウエア河流域のそれは八六・六%であり、一八三六年のタイン河流域のカルテル炭鉱四一、アウトサイダー六、ウエア河

域のカルテル炭鉱（企業）一〇、アウトサイダー四、ティーズ河流域のカルテル炭鉱一〇、アウトサイダー六、であった。(40)

一八三四年三月に「出荷制限協定」体制がティーズ河流域等を包摂して再建し更新されて以後、連合委員会が最初に直面した問題はウエア河上流のスタンホープ——ウエア溪谷 (Wardale) の下流域——に立地した炭鉱会社、スタンホープ・エンド・タイン・カンパニー (Stanhope and Tyne Company) 一八三二年設立の私募会社で、スタンホープからサウス・シールズまで三〇マイル強の私有鉄道を建設、開通三四年九月一〇日、以下スタンホープ会社と略称) が三五年に石炭の出荷・船積みを開始したことから生じた。三五年には三河川流域で一八炭坑、年産能力一〇〇万トン以上の新炭坑が参入した、といわれる。連合委員会は同年七月三一日から慣例にしたがいスタンホープ会社と協定加入交渉を開始したが、同社は生産割当基準の大きさに関する保証を要求してあの紛争仲裁機関への無制

限付託の原則”(The principle of unlimited reference)に同意せず、九月二〇日、交渉は一旦打ち切られた。スタンホープ会社は少なくとも一三・二五万トンの生産割当基準——この基準は船積み港の関係でティン河地域に属する同社を同地域における最大の炭坑とするものである——の保証を求めたのであるが、三六年向け協定の更新問題がもちあがった時、連合委員会は同社との交渉を再開し、十一月十七日の連合委員会で一三・二五万トンを同社の暫定基準とすることが提案され、数名の委員が賛成したが、ティーズ河流域所屬委員が強く反対し、直接付託を要求した。こうして、結局、再度の交渉が決裂した。もしこれが三三年以前であれば公開取引への合図となつたのであるが、三三年の危機などで経験をつんだ連合委員会は、十二月十七日、スタンホープ会社を封じ込めるために、協定傘下の炭鉱主、船主、ファクターへの協力要請の付帯事項をつけて協定更新に存続を勧告した。そして、遅くとも翌三六年秋までにはスタンホープ会社は他の三炭坑とともに「無制限付託の原則」に同意したのである。⁽⁴¹⁾

一八三六年には、域外資本とくにロンドン等からの投機資本の炭鉱業への侵入に新規参入を防ぐために、三大炭鉱主の共同行動が行なわれた。すなわち、既に説明したあの公共鉄道諸法案反対運動の最中、サウス・ダーラム鉄道社の発起人の一人として名を列ねたラッセルが経営するノース・ヘットン炭坑——三六年の生産割当基準一〇万六、〇〇〇トン——のリースが三六年五月に売りに出され、ロンドンの投資家グループがその購入に重大な関心を示した。ロンドンデリー侯の炭鉱企業の鉱業代理人・財務責任者バドルはこれが「出荷制限協定」として直接的脅威になると判断し、彼は、ロンドンデリーばかりでなく、ダーラム伯ラムトン卿およびヘットン炭坑を説得して、八月一〇日、ノース・ヘットン炭坑のリースの三大炭鉱による共同購入(a joint purchase)を成功させ、以後、共同経営が行なわれた。⁽⁴²⁾

一八三八年からカルテル協定傘下の炭鉱主の協定規約違反が生じはじめ、またアウトサイダー問題が一層尖锐化した。三八年向け協定が更新され実施されているにもかゝらず、三八年二月一七日の連合委員会議事録には協定を担当する代表者をなお任命していない、炭鉱主が七名もおり、そのなかにはかなりの規模の二炭坑、モンクウェアマウスとダーラム・カウンティ・コール・カンパニー (Durham County Coal Company) 公募株株式会社、三六年五月二三日設立趣旨書発行、名誉役員にダーラム州を中心とした貴族、下院議員等の名望家層をかゝえ、取締役会はロンドン出身の資本家を中心として構成され、授權資本は一株五〇ポンドで総額五〇万ポンドで設立後ただちに払い込まれた。五鉱区使用権リース・五四年倒産) が含まれていた。三八年五月一日、連合委員会付属特別委員会はアウトサイダーとして登場した一三の新炭坑に関する報告書を提出した。六月二五日、連合委員会とアウトサイダーとの特別会議が開かれ、協定加入が要請された。さらに、連合委員会は「業界の低迷状態」はかなり多くのアウトサイダーの存在によるものであると判断し、協定加入交渉を担当する特別委員会を任命し、かくして、三九年始めには三八年のすべてのアウトサイダーが協定に加入し、外見上、危機は回避された。⁽⁴³⁾

一八三九年三月二日、あらゆる協定違反を処理する特別出荷委員会——その委員には一日当り二ギニーの俸給と必要経費が支払われた——が設立され、四月初旬には指示出荷率がロンドン向けとその他の沿岸地方向けとに区分され、さらにロンドン市場におけるファクター規制への対応措置が強化された。この年も新規参入が続き、七月までに新たに七炭坑がアウトサイダーとして開坑されたが、四〇年二月に協定に加入し、これをめぐる新たな危機が辛うじて回避された。⁽⁴⁴⁾

一八四〇年七月一六日、協定加盟一〇一炭坑——三六年対比で四一炭坑増加した——から九八炭坑の代表者が参加

した連合炭鉱主総会が開催され、深刻化してきた出荷制限強化策——「過剰生産能力」——生産割当基準の増大のもとでの指示出荷率の削減の強化——のもとでコンビネーションの継続が放棄かめぐって討議が展開され、結局、その継続を決定した。⁽⁴⁵⁾四〇年の生産割当基準に対する年間指示出荷率は五五・五%となり、三八年対比で一四%も削減された。この年、ロンドン市場のファクター規制は再編期を迎え、規制違反が続発していたことは、既に説明した通りである。

一八四二年、カルテル協定は存続か否かの難局に再び逢着した。七月二日の連合炭鉱主総会で指摘された炭鉱主の不満の主因は、①生産割当基準設定後の炭鉱相互間での再配分、②度量衡の不揃い、③出荷「超過」事例の未処理状態、④若干の炭坑の月間出荷実績報告書の未提出、にあった。そのため、八月二日の連合炭鉱主総会で、①新炭坑に関する諸手続きの標準化と②協定違反に対する嚴重な取締り措置——すべての沿岸市場向け石炭に関してトン当り $\frac{1}{4}$ ペンス、外国市場向け石炭に関してトン当り $\frac{1}{2}$ ペンスを出荷時点で税関で徴収し、委員会に引き渡され、一般的経費を控除した残額を罰金(月間「超過分」が翌月の出荷量削減によって相殺された場合、従来のチャルドロン当り五シリングではなしに二シリング)支払いのための特別勘定に入れる——を定めた新規約が提案されたが、採択されず、一二月二〇日によりやく承認された。⁽⁴⁶⁾

一八四三年は、ロンドン市場における最上質炭価格が三四年以降の最低水準であるトン当り二〇シリング二ペンス——当該期間の最高水準である三八年の二四シリング六ペンスに比べて一七・七%の低落——(第12図を参照)を記録し、かつ年間指示出荷率も最低水準の四三%となり、北東イングランド石炭鉱業における「不況のどん底」の年であったことは既に指摘したが、同時に、炭鉱主の協定違反——出荷割当量の超過で、四三年の「超過分」から「不足分」

を差し引いた純「超過分」は約八万五、〇〇〇トンに達した（第42表を参照）——が増加し、七月の連合炭鉱主総会は、破局が差し迫っていることを自覚しつつも、協定の存続はすべての炭鉱主が自ら署名した協定規約を遵守する信義の問題にかゝっていることを強調する決議を採択した。しかし、協定規約違反は跡を絶たず、九月二六日の連合炭鉱主総会は、協定の内容や執行手段等を再検討するための調査委員会を任命し、年末から四四年初めにかけての四四年向け協定更新交渉の過程でこの調査委員会は①「生産割当基準改訂委員会」——炭坑別の割当基準の決定・改訂を地域委員会と各炭坑との合議制からこの委員会の権限を強化するものであると思われる——の設置（第五条）と②従来の紛争仲裁機関にかわる「苦情審査会」の設置等というほとんど新味のない新規約を提案したが、連合委員会の出荷制限強化策の進展という事情のもとで、四四年向け協定更新は厳しい局面を迎えた。ロンドンデリー侯は、自分の炭坑企業が生産割当基準が四三年よりも削減されたり、ラムトン卿の炭坑企業とヘットン炭坑よりもそれが下位におかれる危険のある新規約に反対し、また四二年の出荷実績を四四年の最小保証出荷量とすることを要求した。四三年末から四四年一月二二日までの連合炭鉱主総会でロンドンデリーの主張は斥けられ、新規約は採択された。彼と彼の鉱業代理人ハインドホー——彼はバドルとちがって「出荷規制」の反対者であった——は、ただちに新規約の修正のためにヘットン炭坑とラムトン卿との同盟をめざし、また、「第一級炭坑」による独立した「出荷規制」の可能性を追求した。さらに、一月末ないし二月初旬の連合炭鉱主総会で大炭坑に大きな投票権を付与するための「加重投票権制」(a method of weighing votes)を要求したが否決された。こうしたなかで生産割当基準の削減の可能性に懸念しつつも、ラムトン卿とヘットン炭坑は新協定規約に署名した。最小保証出荷量を獲得する期待もできなくなったと判断したロンドンデリーとハインドホーは、新規約への署名を拒否しつ

、一方では、連合委員会に三大炭鉱の割当基準を削減せず完全に対等な条件を継続すべきとの保証を求め、他方では、ラムトン卿およびヘットン炭坑との間で割当基準削減に対する抵抗線を構築しようとした。だが、ラムトン卿とヘットン炭坑は、かゝる抵抗線構築では一致しながらも、それが「出荷制限協定」体制そのものを危うくする場合にも絶対的条件とすることは拒否した。けれども、二月下旬に至るも、ロンドンデリーだけでなく、ティン河流域で三〇五炭坑を単独ないし共同経営している有力炭鉱主であるブランドリング家も、新規約への署名を拒否しており、カルテル協定の崩壊を検討する連合炭鉱主総会が開かれようとしていた。しかし、三月初め、ブランドリング家は新規約の署名に同意し、総会は回避され、協定は進行しはじめた。ロンドンデリーは、なお新規約への署名に応じなかったけれども、ハインドホーが二つの理由で彼を説得し、三月一九日、不承不承、その理由を受け入れ、署名した。ハインドホーが指摘した二つの理由とは、彼は元来「出荷規制」に敵意を抱きロンドンデリーと協調行動をとったのであるが、①悪化している財務事情が公然たる競争戦の初期段階では一層悪化し、予想される価格急落と利潤を危うくする事態には大きな警戒を必要とし、②シーム・ハーバーのノース・ドックが四四年中拡張中であるという港湾施設の不十分さないし一時的に完全な能力で業務を行うことができなくなるという事情は、予想される出荷増に対応できず、鉄道で他の港に運送され費用が嵩むことになり、競争能力を侵食されるので、公開取引への突入はドックの完成する四五年初めが最良の時期である、というものであった。⁽⁴⁷⁾

ところが、ロンドンデリー侯が四四年向け協定に署名して間もない四月五日から炭鉱労働運動史——したがってまたイギリス労働運動史——上有名な坑夫ストが⁽⁴⁸⁾始まり八月まで続けられたが、この坑夫ストの炭鉱主への影響は大きな差異があった。そしてとくにロンドンデリー侯の炭坑企業には極端に有利に作用した。第一に、坑夫ス

ト継続・長期化の見通しが石炭価格を急騰させ——ロンドン市場の最上質炭価格は二月のトン当り一九シリング八ペンスから、四月二シリング七ペンス、八月の二四シリング四ペンスと、石炭需要の減退期に急騰した(第12図を参照)——、ロンドンデリー炭坑企業が石炭を十分な価格で売却しえたというばかりではない。第二に、それ以上に重要なことは、四三年の厳しい「出荷制限」の結果、ロンドンデリー炭坑企業には一ヶ月分ないし六週間分と評価された一万チョルドロン(二・六五万吨)という龐大な手元在庫を保有していたことである。これによって既に四月中旬から下旬にかけてニューカスルとサンダーランド両港での石炭船積みが激減しているなかで、ひとりロンドンデリーは自分が経営するシーアム港から協定違反を承知の上で、いやむしる連合委員会による「出荷規制」が実際に機能しえないことを利用して石炭を着実に出荷したのである。四月六日から五月一二日までのストによるロンドンデリー炭坑企業の損益勘定は通常時に比べて七、四六二ポンドの増益となった。第三に、ロンドンデリーの炭坑企業はストによる生産減の打撃を最小限に食い止めて出荷した。坑夫ストが長期化——ロンドンデリーとハインドホーは当初それを期待し、また喜んでいたのであるが——し六月には在庫が涸渇するという事情のもとで、ダーラム州知事でもあったロンドンデリーは、六月初めには、一方では、自分の坑夫に直接職場復帰を説得しつつ、他方では、副監督を自分の所領のある北アイルランドのダウン州に派遣し黄犬契約による臨時坑夫を募集させた。かくして、七月中にアイルランドからつれてこられた臨時坑夫は約一八〇名に達し、また七月末から八月初めにかけて一〇一名のスト坑夫が職場に復帰し、さらに八月一日には全員が職場復帰した。ロンドンデリーの炭坑監督ハンター(G. Hunter)の八月一〇日時点の四大炭坑の操業状態に関する報告(第48表を参照)によれば、ロンドンデリーの炭坑企業が最も十分な操業状態を示しているばかりでなく、日産四三四チョルドロン(年換算一二

第48表 1844年8月10日の四大炭坑の操業状態に関する報告

	Hewers	Chaldrons
Londonderry	379	434
Lambton	220	325
S. Hetton	216	371
Great Hetton	171	274

出典 D. Large, *op. cit.*, p.7, より借用

六〇労働日基準—約一一・三万チャルドロン）という水準は四三年の出荷実績と対比して二五%も高いものである。ロンドンデリー侯の炭坑企業は八月だけで月間出荷割当量を約九、〇〇〇トンも超過した。⁽⁴⁹⁾

石炭業界が落ちつき始めた四四年九月、連合委員会はロンドンデリー炭坑企業のス
ト中の行動に注目した。ほとんどの炭坑はスト中の出荷割当量に対する出荷実績の
“不足分”を相殺する権利、つまりそれを九月以降の出荷割当量に上積みする権利を
要求した。そのことは、ロンドンデリーのような“超過”炭坑にとっては出荷割当量
から“超過分”を差し引くことを意味する。ハインドホーは、ロンドンデリーにシー

アム・ハーバーの拡張工事が終了するまで協定を公然と瓦解させる行動は適切でない」と助言し、ロンドンデリーは連合委員会が決定した九月および一〇月の出荷指示率と“過剰分”の相殺をうけいれたが、実際はこれを顧慮せずに精力的な生産活動を展開し、余剰分はこの時代の正常な慣行——供給能力過剰という条件のもとでほとんど在庫をかかえない慣行——に反して公開取引に備えて在庫とした。そして石炭需要期の年末にかけてシーアム・ハーバーの拡張工事の竣工——四五年一月二七日業務開始——が近づくにつれて、ロンドンデリーは割当出荷量を全く顧みずに石炭を“超過”出荷した。⁽⁵⁰⁾

かくして、「出荷制限協定」体制は一八四四年後半には実質的に崩壊していた。翌四五年四月二一日に開かれた連合炭鉱主総会は四四年一月から四五年三月までの炭坑毎の出荷割当量に対する出荷実績の“過不足”勘定を検討し、「坑夫ストのきわめて多様な作用」による「きわめて異常な事態」を発見した。すなわち、四四年の年

第49表 1844年1月～1845年3月の地域別割当出荷量に対する
“過不足”勘定

Districts	Overs	Shorts	Balance	
	tons	tons		tons
Tyne	108,680	216,837	shorts	108,157
Wear	76,056	163,946	shorts	87,890
Tees	15,227	95,190	shorts	79,963
Balnce	199,963	475,973	shorts	276,010

出典 Williams, *op. cit.*, p.54 より作成.

間指示出荷率はカルテルの存在自体を無意味にするとされる史上最低水準の四一・三%という事態のもとで、大多数の炭坑が著しい出荷“不足”であったにもかかわらず、少数の炭坑が著しい出荷“超過”であったのである(第49表を参照)。しかも、ロンドンデリー侯だけで三四、三八四トンも“超過”した。出荷“超過分”に対する罰金総額は四万九、七九〇ポンド、ロンドンデリーのそれは八、六〇〇ポンドに達し、のちに前者は二万九、八七四ポンドに減額されたが、支払われなかった。ロンドンデリー侯にとって、シーム・ハーバーの拡張工事が竣工し業務を始めている今、「出荷制限協定」になんの利害関心も残されていなかったのである。⁽⁵¹⁾

遂に、一八四五年五月一日にテーラー(Hugh Taylor)議長のもとで開催された連合委員会は、正式に、「出荷制限協定」が終了したことを次のように宣言した。

「石炭業務所、ニューカスル・アポン・タイン、マーケット・ストリート32、一八四五年五月一日。

連合委員会会議―議長H・テーラー、郷土

委員会は本年三月三十一日までの“過不足勘定”を四月二一日の諸決議に含まれる提案に対する「各炭坑」の代表者たちの回答―回答を受領したかぎりでも―とともに検討した。そして若干の当事者(そのリストはこの事務所で代表者たちの閲覧のために公開されている)がかかる諸提案に同意していないことは明らかである。

そして、次のように決議した。

第一、今月六日、ニューカスルのアセンブリー・ルームで開催された総会の第四決議にしたがい、そしてまたそれに『権威づけられ、かつ命令されている』がゆえに、本連合委員会は、ここに、「出荷」規制が終了したことを宣言し、さらに引き続き統て業界の業務の始末をつけるものである。

第二、「出荷」規制はかくして終了するにもかかわらず、連合委員会は、業界としては、次のことをはっきりと指摘することが正しい、と考える。すなわち、最期の「出荷」規制のすべての当事者は、引き続き、本年四月三〇日までの『超過分』に関する振替と罰金の支払いに對してのみならず、また「出荷」規制に関連するその他のあらゆる事項のために業界に支払うべきその他のすべての金額に關しても、責任を負うものであること、さらに、それに関する詳細な事項がただちに用意され、それを支払わせるようにするために基々の当事者に送付されるものであること。

* 原文では四月三一日となっているが、訂正した。

(署名) 議長 H・テラー⁽⁵²⁾

公開取引自由競争の再開によって、まもなく従来のトン当り一シリング六ペンスから九シリング六ペンスになると予想された最上質炭の船上渡し価格は出荷量の急増(第43表を参照)による競争の激化によって七シリングさえ得られず、またロンドン市場価格も暴落した(第12図を参照)。かくして、優良炭鉱までも赤字を出し、多くの炭鉱主にかなりの貸付けをしていた三銀行(the Newcastle Bank, the North of England Bank, the Union Bank)で次々と支払停止がおこった。⁽⁵³⁾

しかし、議会の聴聞会で炭鉱主やその代理人らによって再三主張された石炭鉱業におけるコンビネーションを独占ではないとして正当化する根拠となった「劣等炭坑淘汰論」は全く機能せず、石炭業界全体の窮境続き、それが、一八四六年に T・J・テラーが炭鉱主に「出荷制限協定」の再建を提起したパンフレットが発行される動機となり、M・ダンも四六年〜四八年に公表したテラーのパンフレットへの論評やその著書のなかで彼の判

断に同調し、また協定の再建方法に関する提案をした。⁽⁵⁴⁾

こうしたなかで、一八四七年二月一〇日、ダーラム州の若干の大炭鉱主たちは、ダーラム州の既存のすべての炭坑を授權資本一、六〇〇万ポンドの一つの大株式会社ロンドン・ノーサンバーランド・エンド・ダーラム石炭会社 (the London Northumberland and Durham Coal Company) に統合し、すべての炭鉱主をこの新しい親企業の株主にしようとする企図をもつ設立趣旨書を発行し、回状とともに送付した。同年春、それに関する少なくとも数回の会議が開かれたが、ロンドンデリー侯が断固たる反対の意思を「ダーラム・クロニクル」への書簡の形で公表し、この計画は挫折した。他方、「出荷制限協定」を再建するために、第二級炭坑を中心として四九人の炭坑主ないし代表者が四七年四月二七日に総会を開き、出荷量の二〇%削減を決定したが、ロンドンデリー侯とダーラム卿はこの会議に欠席しかつこの決定を拒否したので、かゝる決定の目的は達成できなかった。まさに、こゝでもカルテル協定における大炭坑の規定的役割が浮き彫りとなった。⁽⁵⁵⁾

一八四八年にはコークス炭およびスチーム炭という炭種の独立した連合 (separate associations) が設立されたが、家庭用炭に関してはロンドンデリー侯の反対にあって挫折した。一八五〇年には緩やかな一般的「出荷規制」——ロンドンデリー侯だけが反対し続けたといわれる——が存在し、五一年五月には石炭価格のかなりの下落——五一年のロンドン市場における最上質炭の平均価格は一八四五年〜一八六五年の間で最低のトン当り一六シリング一ペンスであった——によってロンドンデリー侯も参加する協定が成立し夏季に出荷委員会が炭坑毎の生産割当基準を決定し向う一年間の出荷量と価格とを設定する課題を履行した、といわれるが、これらの現実的な成果はほとんど全くなかったと思われる。ロンドンへの鉄道による石炭供給量は、一八五〇年の約八・六万トンから五五年には全

体の二五%以上にあたる約一一六万トンに達し、今や、「海送炭」による市場支配の条件は根底的に失なわれ、グレート・ブリテン島に有力炭田が数多く散在するというドイツとは全く異なる自然的・地質的条件のもとでは炭田相互間のコンビネーションは不可能であった。⁽⁹³⁾

かくして、一七七一年から一八四四年、四五年までという、産業革命の開始期から産業資本成立過程の全期間さらには産業資本主義段階の前半期までをも含む七〇余年間、自由競争に抗しつゝ存続した一九世紀前半期のイギリスにおける最大の資本主義的コンビネーション、北東イングランド石炭独占は、自らの独占的超過利潤の存在によって促進し累積させた「過剰生産能力」の処理不能を露呈して崩壊した。

- (一) *Report of the Commissioners Appointed to Inquire into the Several Matters Relating to Coal in the United Kingdom*, Vol. III. *Report of Committee E. Statistics of Production, Consumption, and Export of Coal*, 1871 [c. 435-11], Vol. XVIII. (以下略) *Commissioners' Report of 1871-Vol. III* (略称) IUP Series of *British Parliamentary Papers: Fuel and Power-Coal Trade 4, Appendix to the Report of Committee E.*, pp. 63-4 (Appendices, No. 41-43); B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, 1971, p. 113. 私か「域内」と言う場合には、既に行論で明らかなように、タイン・ウニア両河中・下流域ではなく、ノースアンバーランド・ダーラム両州内を指している。また、この石炭カルテルの崩壊に対する域外諸炭田の役割を無視するものではない。すなわち、ロンドン市場に関するかぎり、一八四〇年代前半期における「カルテル地帯」の占有率はなお九二%と高水準にあるが、それは、のちに述べるようにきわめて厳しい生産・出荷制限と価格下落とを伴っており、また数量的把握は不可能であるが、イングランド東部沿岸市場への内陸炭田、なかでもヨークシャー炭田からの進出や東南部地方へのサウス・ウエールズ炭田からの進出によって、北東イングランド炭田の旧来の市場圏が重大な脅威をうけ、それがカルテル崩壊を促進する外圧となったことは容易に推察しうる。しかし、同時期における北東イングランドからの国内市場向け出荷(内陸向け出荷を除く)の五五%をロンドン市場に依存し、このカルテルがロ

ンドン市場独占を基軸として編成されている事実から、その崩壊の規定的要因を域内炭田における「海送炭」の「過剰生産能力」の形成と累積とにあるとするのであるが、その意味はのちの行論で明らかになるであろう。なお、この問題をめぐってスウィーシーとレヴィとの間に微妙な見解の相違がある（前者が「わば内因説で、後者が外因説」）ことは、すでにA・J・テーラーが指摘した通りである（A・J・Taylor, "Combination in the Mid-Nineteenth Century Coal Industry", Transactions of Royal Historical Society, 5th Ser., No. 3, 1953, pp. 33-4. cf. H. Levy, "Monopoly and Competition," 1911, pp. 156-166; P. M. Sweezy, "Monopoly and Competition in the English Coal Trade 1550-1850", 1938, pp. 109-127, 145-7)が、レヴィはこれをまず第一に指摘してゐるのは域内での炭鉱数と生産能力の著しい増加であることに注目すべきである。

(2) エリ・マ・メンゴリンン『恐慌の理論と歴史』（飯田貫一他訳）第2分冊 一九六〇年 一七六—二二二ページ、参照。

(3) "Lords' Report of 1829", pp. 38-9 (Evidence of J. Buddle); "Commons' Report of 1830", pp. 268-9 (Evidence of R. W. Brandling); "Commons' Report of 1836", p. xxxix.

(4) A. J. Taylor, *op. cit.*, p. 26; R. W. Sturges, "Aristocrat in Business—The Third Marquis of Londonderry as Coalowner and Portbuilder", 1975, p. 94. 三四年～三七年の北東イングラント石炭鉱業の繁栄とカルテル機能が有効に作用して、既に前稿で説明したような炭鉱利潤計算法のもとで、大炭鉱主のダーラム伯ヒラムトン卿の炭鉱利潤は、三四年—三一、四三八ポンド、三五年—四九、九二六ポンド、三七年—約七〇、〇〇〇ポンドと急増し、またロンドンデリー侯ヒスチュワート卿のそれは、三五年—約四〇、〇〇〇ポンド、三七年—四三、三四六ポンドを記録した（Sturges, *op. cit.*, p. 95; D. Spring, "The Earls of Durham and Great Northern Coal Field 1830-1880", 'Canadian Historical Review', Vol. XXXIII, No. 3, Sep. 1952, pp. 250-3; D. Spring, "English Landowners and Nineteenth Century Industrialism", in 'Land and Industry-The Landed Estate and the Industrial Revolution', a symposium edited by J. T. Ward and R. G. Wilson, 1971, pp. 35, 49)。

(5) ダーラム伯ヒラムトン卿の炭鉱利潤は三八年には約六万ポンド、三七年に次ぐ高水準を記録した（Spring, "English Landowners and Nineteenth Century Industrialism", *op. cit.*, p. 35）。また、三八年のロンドン港における最上

質炭(複数銘柄)の年平均船側(F.O.S)価格は、三年のロンドン・チャルドロン当り六シリングの統合国税の廃止以来最高のトロン当り二四シリング六ペンスまでの価格水準は少なぐとも一八六五年までの最高であった一を記録した(“Commissioners’ Report of 1871-Vol. III”, Appendix to the Report of Committee E, p. 208 [Appendix, Table No. 152])が、他方では、生産割当基準に対する年間出荷実績は六八・一%であり、三七年よりも一・九%も下落し、輸出を加えた出荷実績でも八二%程度と思われる、三七年よりも一七・一%も下落したのである。それにもかかわらず、三八年のニューカスル、サンダーランド、ストックトン3港からの国内・輸出口を含む総出荷量が三七年よりも三四一・五三三トンの六・五%も増加した事実ば、生産⇨供給能力の増加が出荷⇨需要増をはるかに上回つてゐることを示すものである。(第43・43表を参照)その意味は、転換点である。(Sturges, *op. cit.*, p. 94)

- (7) A. J. Taylor, *op. cit.*, p. 26; A. J. Taylor, “The Third Marquis of Londonderry and North-Eastern Coal Trade”, *Durham University Journal*, New Ser., No. XVII, 1955-6, p. 22; Levy, *op. cit.*, p. 159; M. Dunn, “An Historical, Geological and Descriptive View of the Coal Trade of the North of England”, 1844, pp. 202-4, 213; D. J. Williams, “Capitalist Combination of the Coal Trade”, 1924, p. 50; D. Large, “The Third Marquis of Londonderry and the End of the Regulation 1844-45”, *The Durham University Journal*, Vol. LI, No. 1 (New Ser. Vol. XX, No. 1) Dec. 1958, p. 1; W. Green, “The Chronicles and Records of the Northern Coal Trade in the Counties of Durham and Northumberland”, “Transactions of the North of the Mining Engineers”, Vol. XV, 1866, pp. 236-8; “Report from the Select Committee on Coal; together with the Proceedings of the Committee, Minutes of Evidence, and Appendix”, the House of Commons, 1873 (313), Vol. X, IUP Series of British Parliamentary Papers: Fuel and Power-Coal Trade 5 (314) “Commons’ Report of 1873” (著者不詳), p. 296 (QQ. 7518-7521 [Evidence of Mr. George Elliot-a Member of the Committee, an extensive colliery owner]).

(8) A. J. Taylor, “Combination in the Mid-Nineteenth Century Coal Industry”, *op. cit.*, p. 25.

(9) 一八四〇年七月一日付けニューカスルの新聞(Newcastle Journal または Newcastle Advertiser と思われる)の「石炭業コンビネーション」と題する記事のなかで、一八三四年のこの地方の操業炭坑は六四であったが、四〇年

の今では一〇一炭坑に急増している」と指摘されている (“Ball Collection: History of Coal & Mining” [以下これを “Ball Collection” と略称する], owned by the North of England Institute of Mining and Mechanical Engineers, Vol. 8, p. 691)。

(10) 各種資料比較分析・推計過程については Sweezy, *op. cit.*, pp. 109-112, を参照。

(11) 第42表および第43表からは、二九年～三六年における過剰生産能力の漸進的累積過程を読みとれないのであるが、これはいくつかの生産能力評価の間に大きな差異があるからであり、そのため生産割当基準 (Aggregate Basis) が実際の生産能力を示しているかという点—スウィージーが指摘しているように、十分に信頼性のある指数である (Sweezy, *op. cit.*, pp. 111-2) が—になお疑問が残るからである。たとえば、パドルはタイン・ウエア両河流域の生産能力に比べて二九年九月現在で五、八八七、五二二トン、三六年六月現在で八、一三三、九二二トン、三八%増と証言しており (“Commons’ Report of 1836”, p. 118) またマンチ・モノポリストは、タイズを含むこの地方全体の生産能力の増加を、二八年五、九四一、八二二トン→三六年九、六三三、九二二トン、六二%増→四三年、同率の増加、一五、五八七、八一六トン [計算の誤りは筆者が訂正] と評価している (Anti-Monopolist, “Remarks on the Present State of the Coal Trade, with a Retrospective Glance at its History: Addressed to the Marquis of Londonderry, K. C. B., Lord Lieutenant of the County of Durham, &c. &c.”, 1843, p. 49. cf. Dunn, *op. cit.*, p. 232.)。

(12) メンデルソン、前掲訳書、二二二—二二二頁。Sturgess, *op. cit.*, pp. 92, 95.

(13) 石炭輸出関税の対象項目・品目および税率の推移については文献・資料によつてかなりの相違があるが、これは第45表(1)にしたがった。(cf. Dunn, *op. cit.*, p. 217; “Ball Collection”, Vol. 9, p. 468 [Newcastle Journal?], etc.)

(14) Sweezy, *op. cit.*, pp. 120-1.

(15) Dunn, *op. cit.*, p. 220; Levy, *op. cit.*, pp. 159-160; A. J. Taylor, *op. cit.*, p. 27; Large, *op. cit.*, p. 1. 石炭輸出関税の再賦課に関する法案は四二年六月一日下院で成立し (賛成二〇〇、反対六七) その後毎年、その継続の当否をめぐつて下院で審議され、遂に四五年に事実上の廃止 (名実共にの廃止は五〇年) を実現したのであるが、その年は名実共に石炭カルテルが崩壊した年でもあった (Dunn, *op. cit.*, p. 233; “Ball Collection”, Vol. 9, pp. 436, 468)。

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態 (五・完) (若林)

- (19) T. J. Taylor, "Observations Addressed to the Coal Owners of Northumberland and Durham, on the Coal Trade of those Counties", 1846, p. 51.
- (20) "Commons' Report of 1836", p. 77; "Midland Mining Commission—First Report with Appendix", 1843 [508], Vol. XIII, IUP Series of *British Parliamentary Papers*: Reports from Commissioners on Mining Districts with Appendix 1839-1849—Mining Districts (以下「*First Report of Midland Mining Commission of 1843*」と略す) p. cviii (p. 134); W. Fordyce, "A History of Coal, Coke... of the Great Northern Coal Field...", 1860, p. 45; Sturges, *op. cit.*, pp. 94-5, 100; Large, *op. cit.*, p. 3. ロンドンデリー侯の炭坑企業の総生産量は、一八四二年九月、六六七七トニーカスル・チメニ・ロン' 四三年九〇' 九六五ニトニーカスル・チメニ・ロンにあり、操業率は五〇% 程度であったと見られる。(Sturges, pp. 95-6)
- (21) Sturges, *op. cit.*, pp. 95-8; "Bell Collection", Vol. 9, p. 476; "First Report of Midland Mining Commission of 1843", pp. cvii-cviii (pp. 133-4); Fordyce, *op. cit.*, p. 45. キーノート伯ニントーン卿の炭坑企業(四三年三月二十五日現在五炭坑—完全休業七炭坑を除外して)の生産量の急激な増加は、入坑を経営)の利潤が三十七年度の約七万ポンドから四二年の約十二万九千九百ポンドに急激に増加した(Spring, "English Landowners and Nineteenth Century Industrialism", *op. cit.*, p. 35)。
- (22) Sturges, *op. cit.*, pp. 95, 100.
- (23) Dunn, *op. cit.*, pp. 234-5.
- (24) *Ibid.*, p. 203; Levy, *op. cit.*, pp. 161-2; "Commons' Report of 1836", pp. 150 (Q. 2021), 178 (QQ. 2480-2482).
- (25) Sturges, *op. cit.*, p. 97.
- (26) Dunn, *op. cit.*, pp. 203, 229.
- (27) Sweezy, *op. cit.*, pp. 90-1; Levy, *op. cit.*, pp. 157-8; "Commons' Report of 1836", pp. xxxix, 16 (QQ. 193-4), 19 (Q. 207), 29 (QQ. 345-6, 349).
- (28) "Lords' Report of 1829", pp. 38-9.
- (29) "Commons' Report of 1830", pp. 268-9.

- (27) "Commons' Report of 1830", p. 268-9; Levy, *op. cit.*, p. 158.
- (28) Sweezy, *op. cit.*, p. 91; H. G. Lewin, "Early British Railways—A Short History of Their Origin & Development 1801-1844", 1925, pp. 22-3, Diagram of Early London Railway to face page 31, Railway Map of England and Wales to face page 52. カトリーナ・ロンドン・カンパニーの鉄道提案が初なる議案を提出せられた點一八三三年の看做しに於て (Sweezy, *op. cit.*, p. 91) 正確なる言、その地位論の如何は彼の證據によらん。
- (29) Sweezy, *op. cit.*, p. 92; T. J. Taylor, *op. cit.*, pp. 46, 48.
- (30) "Commons' Report of 1836", pp. xxxix, 17-8 (Q. 202-a copy presented to the Select Committee on the State of the Coal Trade by R. W. Brandling, 14 June 1836); Sweezy, *op. cit.*, p. 93; Williams, *op. cit.*, p. 51.
- (31) "Commons' Report of 1836", pp. xl, 18 (Q. 202); Sweezy, *op. cit.*, p. 93; Williams, *op. cit.*, p. 52; Levy, *op. cit.*, pp. 158-9; Spring, "English Landowners and Nineteenth Century Industrialism", *op. cit.*, p. 34.
- (32) "Commons' Report of 1836", pp. xl, 19-20 (Q. 208-213), 28-9 (Q. 344, 352, 357-8); Williams, *op. cit.*, pp. 51-2.
- (33) "Commons' Report of 1836" pp. xl, 18-9 (Q. 206-8), 29-30 (Q. 355, 359), 124 (Q. 1804-5); Levy, *op. cit.*, p. 158.
- (34) "Commons' Report of 1836", pp. 29-30 (Q. 353-5, 362-3), 267-8; Sweezy, *op. cit.*, p. 93.
- (35) "Commons' Report of 1836", pp. 16 (Q. 194-Evidence of R. W. Brandling), 122-3 (Q. 1769-1770, 1777); Sweezy, *op. cit.*, p. 91.
- (36) "Commons' Report of 1836", pp. 20 (Q. 219-225), 125 (Q. 1812).
- (37) "Commons' Report of 1836", pp. xxxviii-xlii, 89 (Q. 1291), 95 (Q. 1408-1413).
- (38) Sweezy, *op. cit.*, pp. 93-4.
- (39) "Lords' Report of 1829", p. 29; Dunn, *op. cit.*, p. 76.
- (40) "Commons' Report of 1836", pp. 34 (Q. 446-460), 53 (Q. 821), 104-55 (Q. 1511-3, 1518), 118 (Q. 1716). cf., Dunn, *op. cit.*, p. 87; Levy, *op. cit.*, p. 121.

- (41) "Commons' Report of 1836", p. 120 (Q1748); Dunn, *op. cit.*, p. 86; Sweezy, *op. cit.*, pp. 121-2.
- (42) A. J. Taylor, *op. cit.*, pp. 32-3; "Commons' Report of 1836", p. 77 (Q. 1014); Spring, "The Earls of Durham and Great Northern Coal Field, 1830-1880", *op. cit.*, p. 243; cf. Fordyce, *op. cit.*, pp. 93-4 (North Hetton Colliery).
- (43) Sweezy, *op. cit.*, pp. 122-4; Fordyce, *op. cit.*, pp. 105-6; Robert L. Galloway, "Annals of Coal Mining and the Coal Trade", Vol. 2, rep. ed. 1971 (1st ed. 1904), p. 11; John Latimer, "Local Records; or, Historical Register of Remarkable Events, which have occurred in Northumberland & Durham, Newcastle-Upon-Tyne and Berwick-Upon-Tweed 1832-1857", 1857, pp. 58, 143. 三〇年代中葉の株式投機熱のなかで設立されたダーラム州における石炭鉱業の公募株式会社は「ダーラム・カウンティ・コール・カンパニーとノーザン・コール・マイニング・カンパニー (the Northern Coal Mining Company) である。後者は、三十七年に設立され授權資本は一株二五ポンドで総額五〇万ポンド、取締役会は、ロンドン出身五名、ダーリントンおよびサンダーランド出身各二名、ニューカスルおよびヨーク出身各一名合計一一名で構成された。四鉱区使用権以上のリースを得て三八年に創業を開始した。数年後に授權資本は約一〇〇万ポンドに追加された。しかし、その後、倒産(五〇年代?)し、授權資本はすべて失われた。五四年に倒産した前者は、株主に一株当り五ポンド(額面価格の一〇%)を返済した。(Sweezy, *op. cit.*, p. 123; Fordyce, *op. cit.*, p. 106; Galloway, *op. cit.*, p. 11; Latimer, *op. cit.*, p. 87; Green, *op. cit.*, p. 237)
- (44) Sweezy, *op. cit.*, p. 124.
- (45) "Bell Collection", Vol. 8, p. 691.
- (46) Sweezy, *op. cit.*, p. 125.
- (47) *Ibid.*, p. 126; Surgess, p. 95, 97; Large, *op. cit.*, pp. 3-5. とつろづ、ロンドンデリー侯は、一八三四年から四二年までの期間、ヘイン・ヒテン・ペスト家―彼の妻フランシス・アンは同家の唯一人の遺産相続人であり、そのため受託者団がその後見人となっていた―の石炭鉱区をはじめとする所領管理からきびしく抑制されていた。それというのも、三四年三月、協定が再建された時、ロンドンデリー侯は署名を拒否し、このことに不安をもった受託者団とその事務弁護士は、炭鉱経営のあらゆる面に精通し協定の積極的な擁護者である鉱業代理人バドルと相談し、自ら協定に署名し、ロンドンデリー侯をいわば排除したのである。しかし一八四二年、ヘイン・ヒテン・ペスト家の家族継承的不動産

処分が修正され、さらに所領管理はロンドンデリー侯に戻されたのである。ハドレルも晩年の数年間は、以前ほど「出荷制限」に熱心ではなくなつた (Sturges, *op. cit.*, pp. 91-2, 96; Large, *op. cit.*, p. 2)。

- (48) この北東イングランドにおける大規模な坑夫ストの詳細については、邦語入献としては、和田一夫、「ロンドンデリー侯の炭礦経営と一八四四年労働争議」、西日本文化協会「エネルギー史研究ノート」第七号、一九七六年一〇月、とくに三四—四七ページを参照せよ。

- (49) Large, *op. cit.*, pp. 5-7; Sturges, *op. cit.*, pp. 96-7; A. J. Taylor, *op. cit.*, p. 27; A. J. Taylor, "The Third Marquis of Londonderry and North-Eastern Coal Trade", *op. cit.*, pp. 24-7; A. J. Heesom, "Entrepreneurial Paternalism: The Third Lord Londonderry (1778-1854) and the Coal Trade", *Durham University Journal*, Vol. XXXV, No. 3, 1973-74, pp. 254-5

- (50) Large, *op. cit.*, pp. 8-9; Latimer, *op. cit.*, p. 195; "Report of the Commissioner Appointed under the Provisions of the Act 5 & 6 Vict., c. 99, to Inquire into the Operation of that Act, and into the State of the Population in the Mining Districts, 1846", IUP series of British Parliamentary Papers: Mining District 1 (1839-1849), pp. 14-7 (456-9)。

- (51) Sweezy, *op. cit.*, p. 127; Williams, *op. cit.*, p. 54; Sturges, *op. cit.*, p. 97; A. J. Taylor, *op. cit.*, p. 25; A. J. Taylor, "Combination in the Mid-Nineteenth Century Coal Industry", *op. cit.*, p. 27. 同時代人のラティマーによれば、「超過分」に対する罰金は総額一万八、七八〇ポンド、チャールズ・ロンダリーが純粋の「超過分」に対する罰金額として首肯し、二七三ポンドに減額修正されたと説明されており、前後関係からこれが純粋の「超過分」に対する罰金額として首肯しようものと判断され、本文の金額は「スト対策費を含んでいふものと思われぬ (Latimer, *op. cit.*, p. 197)。

- (52) "Ball Collection", Vol. 9, p. 550. 鉤括弧内は筆者が挿入した。cf. Williams, *op. cit.*, p. 54; Latimer, *op. cit.*, p. 197.

- (53) Sweezy, *op. cit.*, pp. 127-8.

- (54) T. J. Taylor, *op. cit.*, pp. 29-46; Sweezy, *op. cit.*, pp. 128-9. cf. M. Dunn, "A Treatise on the Winning and Working of Collieries", 2nd ed., 1852 (1st ed., 1848), pp. 323-338.

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態 (五・完) (若林)

- (55) "Bell Collection", Vol. 9, p. 622. A. J. Taylor, *op. cit.*, pp. 27-8; Fordyce, *op. cit.*, p. 106; Latimer, *op. cit.*, p. 226; Green, *op. cit.*, p. 244; Levy, *op. cit.*, p. 163; "Commons' Report of 1873", p. 297 (QQ. 7525-7528, Evidence of George Elliot. エリオットはこの証言で、大株式会社の設立計画の提起された時を一八四五年としている。—レヴィはエリオットの証言を参照したが、一八四七年の事実誤認である)。
- (56) A. J. Taylor, *op. cit.*, pp. 28-31; Dunn, "Teatise..." pp. 323-338.

(3) 総括——北東イングランド石炭独占の歴史的性格——前期的(初期)独占および「最新型独占」との歴史段階的比較考察

これまで詳細に説明してきた一八世紀中葉から一九世紀中葉までの北東イングランドの石炭鉱業の全体構造と北東イングランド石炭独占の歴史的展開過程のなから、一七七一年〜一八四四年ないし四五年の「出荷制限協定」として総称される石炭独占の歴史的性格について総括したいと思う。

第一に指摘しなければならないことは、この石炭独占は、産業革命期から産業資本主義段階前半期という時代的性格にもかゝらず、また一般的に鉱区所有が分散しやすい鉱物資源に関する「土地所有者主義」という大陸の「鉱業権主義」とは異なるイギリス的条件にもかゝらず、鉱区所有およびリースの高度の集中を基礎としかつその上に展開された相対的に高度な生産の集積と資本の集中に立脚した、ということである。北東イングランド——とりわけダーラム州——の鉱区所有——したがってまた土地所有——は、一方では、ダーラム司教およびダーラム僧会という教会所領によって、他方では、ベイン・ペン・ト家——ロンドンデリー侯——、ダーラム伯・ラムトン家、レイヴェンスワース男爵・リーデル家やノーサンバーランド公爵などの貴族的・地主的所有によって、

第50表 1835年のダーラム伯=ラムトン卿の炭鉱資産の構成

- ① ラムトン家の石炭鉱区を中心とする 17,000 エーカーの所領（イースト・ダーラム）を基軸として構成。
- ② 経営炭坑・所有鉱区リスト
- 1) Newbottle—2,875 エーカー
 - 2,300 エーカー：ダーラム司教の直接賃借人フォーセットよりリース
 - 150 エーカー：ホートンの教区主任司祭よりリース
 - 425 エーカー：ロンドンデリー侯よりリース
 - 2) Cocken —ダーラム僧会より購入した鉱区，ダーラム司教および T. S. カーよりのリース，により構成
 - 3) Lumley —スカボローの伯爵よりリース
 - 4) Harraton, 5) Little Town, 6) Sherburn, 7) Shadforth,
 - 8) Ludworth, 9) Sherburn House, 10) Cassop.
- ③ 炭坑資産評価額
- 1) 鉱区評価額—約50万ポンド
 - 2) 稼働炭坑（上記リストの1～6まで）の資産評価額—384,331ポンド，運転資産（鉄道路線を含む）評価額—156,364ポンド，炭坑経営資産総額—540,695ポンド

出典 Spring, "The Earls of Durham and the Great Northern Coal Field", *op.cit.*, pp.241~2; *English Landowners and Nineteenth Century Industrialism*, *op.cit.*, p.35, より作成。

高度の集中を示した⁽¹⁾。そして、とくにロンドンデリー侯やラムトン伯などは、彼らが所有する石炭鉱区ばかりでなく、教会所領や他の大地主からかなり大規模な鉱区のリースをうけたり、競売等によって購入したりした。ラムトン伯の一八三五年の炭鉱資産と鉱区のリース受けおよび購入の状況は第50表の通りであり、ロンドンデリー侯も一八二一年の R・ミルバンク卿のシーアム所領（鉱区およびハーバー用地）の競売による購入やダーラム僧会等からの鉱区リース受けを積極的に推進した⁽²⁾のである。したがって、ここでは、ロンドンデリー侯やラムトン伯のような大鉱区所有者が同時に大炭鉱主⁽³⁾に炭鉱所有炭鉱主なのであるが、注意しなければならないことは炭鉱主の大多数は鉱区賃借炭鉱主であり、そのなかにも大炭鉱主つまりロンドンデリーやラムトンと範疇的に異なる大炭鉱主が存在したことである。一八二九年のタイン河流域の四一名の炭鉱主のうち五名だけが鉱区所有炭鉱主であり、ウエア河流域でもそれは一八名中三名にすぎなかった⁽³⁾のである。また、ロンドンデリーやラムトンと並ぶ炭坑企業であったヘットン

・コール・カンパニー(ヘットン炭坑を経営)⁽⁴⁾は鉱区賃借炭坑企業であった。そして、すでに指摘したように、一八四〇年頃、ロンドンデリー侯、ラムトン伯およびレイヴンスワース卿を代表者とする旧グランド・アライズ⁽⁵⁾のパートナーシップの炭坑企業の投資額は其々五〇万ポンド水準に達し、(公共)鉄道会社を除いて、当時の大企業であった。イギリスの著名な経営史家ポラード(Sidney Pollard)が、石炭鉱業における大規模組織の由来は北部に発するとして一七七〇年代〜一八三〇年のティン・ウェアの諸炭坑について言及し、さらにそこでの高度に熟練した支配人や監督などの発達した経営管理組織に注目していることは指摘するに値する。

資本の集中と生産の集積について検討すれば、次のようになるであろう。まず資本の集中について一言すれば、既に指摘した一炭坑企業当り固定投資額が約五〇万ポンドに達する三大炭坑企業にヘットン・コール・カンパニーを加えた四大炭坑企業は一八四〇年代初頭の北東イングランド石炭鉱業一二六炭坑への総投資額九五〇万〜一〇〇〇万ポンドの約二〇％を集中していた。そして、この四大炭坑企業のうち、少なくともラムトンとロンドンデリーは固定投資額のかなりの部分をロンドンの生命保険会社等を中心とした長期借入金に依存した。つぎに生産の集積について、四大炭坑企業の総生産割当基準または総出荷量のなかでの占有率および蒸気機関馬力数・労働者数の集中率について説明しよう(第51表、第52表および第53表を参照)。四大炭坑企業の総生産割当基準——生産割当基準は生産能力を過小評価しているといわれている——または総出荷量のなかでの占有率は、一八二八年三七％——八大企業で五〇・七％——、三六年三〇・八％——八大企業で四四・九％——、四二年一八・二％——八大企業で三〇・六％——と時を追うにしたがって低下しているが、それにもかゝらず、石炭鉱業としてはかなり高い水準と評価してよいと思われる。とくに、一八四二年における四大炭坑企業の生産能力は少なくとも一企業平均五〇万ト

第51表 1828年および1836年における生産割当基準の規模編成

(1) 1828年

地域等 割当基準の規模	割当基準規模別炭坑（企業）数			炭坑（企業）規模別総割当基準		
	タイン	ウェア	合計	総割当基準	比率	1炭坑（企業）当り平均割当基準
20万トン以上	0	3	3	1,110,350	30.6%	370,117
10万トン以上～20万トン未満	2	0	2	225,250	6.2	112,625
5万トン以上～10万トン未満	23	5	28	1,866,925	51.5	66,676
5万トン未満	10	0	10	424,000	11.7	42,400
地域別割当基準	2,198,175	1,423,350	—	3,626,525	100.0%	—
1炭坑（企業）当り平均割当基準	62,805	178,544	—	—	—	84,338

註1) 出典 “Lords' Report of 1829”, pp.57-8, より作成。

2) 原表ではニューカスル・チョルドロンで表示されているが、1チョルドロンを2.65トンに換算し、トンで表示した。

(2) 1836年

地域等 割当基準の規模	割当基準規模別炭坑（企業）数*				炭坑（企業）規模別総割当基準		
	タイン	ウェア	ティーズ	合計	総割当基準	比率	1炭坑（企業）当り平均割当基準
20万トン以上	0	3	0	3	1,097,100	24.4%	365,700
10万トン以上～20万トン未満	3	2	0	5	541,925	12.0	108,385
5万トン以上～10万トン未満	27	2	4	33	2,204,800	49.0	66,812
5万トン未満	9	1	6	16	659,850	14.7	41,241
地域別割当基準	2,542,675	1,494,600	466,400	—	4,503,675	100.1%	—
1炭坑（企業）当り平均割当基準	65,197	186,825	46,640	—	—	—	79,012

註1) 出典 “Commons' Report of 1836”, pp.53-4, 77, 105, 247, より作成。

2) 原表ではニューカスル・チョルドロンで表示されているが、1チョルドロンを2.65トンに換算し、トンで表示した。

3) *「出荷制限協定」加盟炭坑で割当基準不明または未定等のものは除外した。

石炭鉱業における企業規模

Coal raised per Annum.	Price per Ton.	Names of Proprietors.	Probable Amount of Capital.	Wages per Month.
Tons.	s. d.		£	£
62,890	—	H. Lamb and Partners	—	—
51,017	—	A. Surtess, Buddle, and Co.	—	640
30,000	—	Messrs. Robson, Dixon, and Co.	—	—
59,900	—	Lord Ravensworth and Partners	40,000	—
37,355	8 8	Edward Richardson and Partners	10,000	—
78,598	9 9	Matt. Bell, Brandling, and Co.	50,000	—
90,563	9 0½	Messrs. Carr, Potter, Barnes, and Co. ...	70,000	—
50,549	—	H. Lamb and Partners	—	600
62,947	—	John Carr and Co., or North of England Joint Stock Bank	—	—
38,258	7 2	Grace, Potts, Carr, and Co.	—	—
31,000	8 0	Northern Coal Mining Company	60,000	—
92,998	10 1½	Trustees of Rev. R. Brandling.....	100,000	—
107,549	10 1½	Johnson, Loraine, and Partners	—	—
56,032	8 7½	Easton, Andersons, and Partners	—	—
66,949	8 6	Messrs. Brown and Co.	—	—
38,988	7 2	Messrs. Cookson, Pearson, and Co.	22,000	—
29,849	8 5	Watson, Hawthorn, and Southern	12,000	—
98,149	9 9	Lord Ravensworth and Partners	40,000	—
72,310	9 0½	John and Robert W. Brandling	70,000	1,376
65,725	8 6	Lord Ravensworth and Partners	45,000	—
41,272	8 6	Perkins, Thackray, and Co.	—	600
47,574	7 2	Messrs. Reid and Co.	16,000	500
104,550	10 1½	H. Lamb and Co.	—	—
37,353	8 8	T. C. Gibson and Co.	10,000	—
29,102	9 9	Lord Ravensworth and Partners	16,000	—
46,223	9 0½	Messrs. Lamb, Burdon, and Co.	120,000	—
90,705	9 0½	John Carr and Partners	—	—
29,078	8 6	Perkins and Co.	12,000	—
51,524	—	Todd, Watson, and Co.	—	—
74,485	—	Marquis of Bute	—	—
60,832	—	W. W. Burdon, Esq.	35,000	—
79,620	—	Messrs. Losh and Co.	—	—
62,289	8 7½	Bell, Morrison, and Co.	20,000	545
60,475	8 0	Messrs. Sowerby and Co.	15,000	—
77,943	8 2	Messrs. Potts, Carr, and Co.	—	—
61,699	8 6	Messrs. Potter, Lamb, and Co.	—	—
60,755	8 8	William Russell, Esq.	—	—
69,472	7 1	Messrs. A. L. Potter and Co.	—	—
76,206	10 0	Bell, Dixon, and Co.	—	—
36,283	—	Lord Ravensworth and Partners	—	—
49,415	7 10	Christopher Blackett, Esq.	—	540
2,468,481				

立命館経済学(第二十七卷・第二号)

七〇(三四)

第52表 1843年の北東イングランド

Name of Collieries.	No. of Pits.	Depth.	Men and Boys employed	Engine-power in pumping Water and drawing Coals.			
				Pump-ing.	Draw-ing.	Total.	
ON THE TYNE.				Fathoms.	Horse-power.	Horse-power.	Horse-power.
Backworth	2	85	331	130	80	210	
Benwell.....	5	60	212	80	90	170	
Burdon Main	2	50 and 120	272	—	30	30	
Burradon	2	64	207	70	80	150	
Charlaw	1	27	217	—	20	20	
Coxlodge	2	80	350	80	180	260	
Cramlington	2	42 and 90	766	100	180	280	
Elswick.....	3	27 to 50	303	70	40	110	
Fawdon	2	52	233	140	165	305	
Felling	1	101	147	—	80	80	
Framwellgate	1	35	140	160	60	220	
Gosforth	2	185	428	200	200	400	
Heaton and Bigges Main ..	2	80 and 112	489	304	113	417	
Hebburn	3	130 to 170	411	350	185	535	
Jarrow	1	175	502	90	153	243	
Heworth	2	145	151	100	130	230	
Kibblesworth	1	20	84	—	126	126	
Killingworth	1	130	391	150	200	350	
Manor Walls End.....	2	145	452	90	100	190	
Mount Moor and Springwell	2	75 to 120	245	160	150	310	
Pelaw Main	3	60	312	120	248	368	
Pelton	2	62	144	100	40	140	
Percy Main.....	3	160	611	350	200	550	
Sacristan	2	22	177	12	57	69	
Seaton Burn	1	100	225	120	60	180	
Seaton Delaval	5	90	500	250	250	500	
Seghill	2	70	637	100	200	300	
South Pelaw	1	65	101	—	40	40	
Saint Laurence	2	92	268	90	80	170	
Tanfield Lea and Garesfield	—	—	283	—	—	—	
Team	3	80	271	180	220	400	
Tyne Main and Woodside ..	3	55 to 100	406	260	105	365	
Urpeth.....	2	60 to 75	177	110	82	192	
Waldridge	2	44 to 80	190	90	40	130	
Walker	3	110	327	140	105	245	
Walbottle	3	76 to 110	455	262	83	345	
Wallsend	4	145	291	120	140	260	
West Townley and Stella ..	3	50 to 83	293	40	90	130	
Willington	4	100 to 120	397	100	130	230	
Wideopen	2	80	220	74	148	222	
Wylam	3	6 to 41	217	96	102	198	
Total	92	Average depth, 85 fathoms.	12, 833	4, 888	4, 782	9, 690	

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態(五・完)(若林)

Coal raised per Annum.	Price per Ton.	Names of Proprietors.	Probable Amount of Capital.	Wages per Month.
Tons.	s. d.		£	£
47,598	—	Henry Stobart and Partners	11,000	400
40,575	—	Sir Robert J. Eden, Bart.	—	—
66,960	10 2½	William Bell, Esq. and Partners.....	16,000	650
11,861	11 0	R. P. Philipson and Partners.....	—	—
29,000	—	Hedley, Brothers	10,000	—
40,271	—	—	—	—
161,620	11 6	Executors of W. Clark, H. Taylor, T. Taylor, M. Plummer, J. & H. Lamb, and Partners.	90,000	—
235,010	11 6	Geo. Baker's executors, Donkin, Wood, Philipson, Cochrane, J. & T. Wood, Redhead, Mowbray, Dunn's executors	200,000	—
81,701	10 6	Lord Londonderry, Hetton Coal Company, & executors of Countess Durham	50,000	—
137,486	11 6	Braddyl, Walker, M. Foster, Green, Rawsthorne, and Partners.	80,000	—
77,177	11 6	Ditto	—	—
318,948	11 6	Executors of Countess of Durham	300,000	—
97,262	—	H. Stobart, W. Bell, and Partners.....	—	—
83,516	10 4	Pemberton, Brothers	250,000	—
271,843	11 6	Lord Londonderry.....	200,000	—
56,703	—	Morrison, Hedley, Bell, and Co.	18,000	—
79,707	9 2	Bell, Backhouse, Mounsey & Davidson.....	75,000	900
159,563	11 6	Sir W. Chaytor, T. & J. Wood, Burrell and Gully.	80,000	—
46,332	—	Mounsey, Backhouse, Croudace & Co.	—	—
139,344	11 6	Lord Howdon, Cargills, Horsington, and Richardson.	60,000	—
84,009	—	A. White, Panton, Robson, and Co.	25,000	850
99,000	8 6	Backhouse, Mounsey, and Co.	20,000	700
—	—	Messrs. Braddyl and Co.	210,000	—
—	—	Joseph Pease and Partners	—	—
—	—	—	—	—
—	10 6	Jonah. Backhouse's executors	—	—
—	8 6	Henry Stobart and Partners	—	—
—	—	Nich. Wood and Partners.....	—	—
—	8 6	Donald McClean, Esq.	17,000	650
2,355,486 from 22 collieries.				

Series of *British Parliamentary Papers* : Reports from Commissioners on Mining Districts with
op. cit., p.45).

Name of Collieries.	No. of Pits.	Depth.	Men and Boys employed	Engine-power in pumping Water and drawing Coals.		
				Pump-ing.	Draw-ing.	Total.
ON THE WEAR.				Horse-power.	Horse-power.	Horse-power.
Arbour House	2	21	125	—	80	80
Beamish	4	30 to 60	174	—	—	—
Belmont	1	51	214	—	—	—
Cassop Moor	1	—	—	—	—	—
Crag Head	1	35	152	—	30	30
Crow Trees	2	27 to 35	295	—	—	—
Haswell	2	165	857	200	270	470
Hetton	8	100 to 157	1,286	340	1,000	1,340
Hetton, North	4	109	473	—	—	—
Hetton, South	2	180	643	350	470	820
Kelloe	2	85	386	—	80	80
Lambton, Newbottle, Little Town, Sherburn, and Shadforth	8	30 to 131	1,690	697	1,563	2,260
Lumley, Harraton, & Fatfield	9	30 to 95	655	130	269	399
Monkwearmouth	2	279	340	200	348	548
Pensher, Rainton, and Pit-tington	13	60 to 100	1,497	500	—	500
Shield Row and South Moor	2	40	301	—	130	130
Shincliffe	1	67	267	150	60	210
Thornley	4	—	944	—	—	—
Washington	1	80 to 150	184	—	110	110
Wingate Grange	2	75 and 89	575	200	240	440
Whitwell	1	72	200	100	40	140
Elvet	4	33	300	100	40	140
Dalden-le-Dale	2	220	—	1,150	60	1,210
ON THE TEES.						
Adelaide Wallsend	1	80	257	120	80	200
Byers' Green	1	72	200	100	40	140
Black Boy	4	48	346	60	100	160
Etherley and Land's	4	14 to 40	158	50	75	125
Westerton	1	30	240	—	50	50
Woodhouse Close	1	74	178	90	35	125
Total	100	Average depth 75 fathoms.	12,937 in 27 collieries.			9,707 horse in 23 collieries.

註1) 出典 "Midland Mining Commission-First Report with Appendix", 1843(508), Vol. XIII, IUP Appendix 1839-49—Mining Districts 1, pp. cvii-cviii (pp. 133-4), より借用 (cf., Fordyce, 2) 年生産量は1842年の出荷実績と思われる。

第53表 4大炭坑企業の生産割当基準または出荷量

(単位トン)

	1828年の生産割当基準	1836年の生産割当基準	1842年の出荷量
Earl of Durham	429,300	365,700	318,948
Marquis of Londonderry	384,250	365,700	271,843
The Hetton Coal Company	296,800	365,700	235,010
Lord Ravensworth & Partners*	233,200	290,175	289,159
計 (A)	1,343,550	1,387,275	1,114,960
ティーン、ウェア、ティーズの総生産割当基準または総出荷量(B)**	3,626,525	4,503,675	6,123,282
4大炭坑企業の占有率 (B)/(A)	37.0%	30.8%	18.2%

註1) 出典 本稿第43表、第51表および52表、より作成。

2) * 1828年および1836年の数字は、第52表の炭鉱主リストより原表で推定。

** 1828年にはティーズは含まれない。

ン水準と推定——出荷量と操業率五六〜五七%水準から推定——され、この生産能力水準は一八九三年にあのライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートを成立させたルール石炭鉱業における大炭坑地帯であるルール北部・中部の平均生産能力ないし生産高に優るとも劣らないものと思われる。一八四三年における四大炭坑企業の蒸気機関馬力数と坑夫数は、其々、ラムトン二、二六〇馬力、一、六九〇名、ロンドンデリー五〇〇馬力(巻揚機の馬力数不明)、一、四九七名、ヘットン一、三四〇馬力、一、二四六名、レイヴェンスワース一、二二二馬力、一、二八八名であり、その総計五、三一〇馬力、五、七六一名という水準はティーン、ウェア、ティーズ諸地域全体の、其々、二七・四%、二二・四%——八大企業では蒸気機関馬力数の四二・〇%、坑夫数の三七・九%——を占めたのである。「出荷制限協定」は、以上のかかなり高度な鉱区・資本の集中と複数(多数)炭坑の企業的結合による生産の集積にもとづく傑出した四大炭坑企業の存在によって内部的に支えられたのである。したがってまた、それとは反対に、四大炭坑企業、とくにラムトン、ロンドンデリーおよびヘットンというイースト・ダーラムに集中する三大炭坑企業の利害対立と抗争はカルテル協定をしばしば中断させ、また、その崩壊を早めた重要な一要因

となった。そしてかゝる鉱区所有の集中にもかゝらず、イギリスの「土地所有者主義」という鉱区（土地）所有の制度的・社会的条件は、とくに公共（蒸気力）鉄道時代の到来を迎えた一八二〇年代末以降、既存炭鉱による優良鉱区の積極的な先行取得を妨げ——開発可能鉱区の内陸の西部・南部への地域的拡大（広域化）が、当時大炭坑企業といえども経営諸炭坑を地域的に集中させており、また既にある程度長期にわたる多数のリース鉱区の未使用・放置はかなりの固定地代支払義務のため既にほとんど不可能となっていた事情が加わり、優良鉱区の積極的先行取得（リース受け）を妨げたことに止目せよ——「過剰生産能力」を顕在化させ、「出荷制限協定」の崩壊を早めた重要な一要因となったことも疑いない。

第二に、鉱区所有の高度な集中は鉱区独占、したがってまた一般的に「自然資源の独占」は、資本の技術的（有機的）構成を反映するかぎりでの生産の集積——生産単位の規模の拡大・最低必要（固定）資本額の増大——の相対的低位性——北東イングランドは当時の炭鉱技術の最先進地域であるが——を代位・補完する参入障壁として機能した。少なくとも一七七一年以降の北東イングランドの歴史的条件のもとでは石炭鉱業への参入を妨げる社会的政治的障壁など存在しないにもかゝらず、鉱区（所有の）独占は最も強固な参入障壁の一つであった。すなわち、当面の歴史的时代においては、国王大権や封建的な営業上の諸特権のごとき新規参入を阻止する排他的諸特権、したがってギルド的独占や初期独占が存在しうる歴史的条件は全くなかった。いやむしろ、イギリス政府と議会は、一八世紀初頭以来、石炭業における「営業の自由」を実現する、つまりコンビネーションを禁止する諸立法と諸政策を追求してきたのである。こうして、「参入自由の原則」が確立していた歴史的条件のもとで、当該地域内の石炭鉱業への資本の自由な参入を妨げる重要な役割を果たしたのが近代的土地所有のもとでの鉱区独占——資本に

把握された「自然資源の独占」——である。とはいへ、第三章第一節で説明した一八世紀第二・四半期における「グランド・ブライズ」型コンビネーションとはいわば範疇的に異なつて、一七七一年〜一八四四年ないし四五五年の石炭独占は、ある程度長期にわたる非開鑿^{II}遊休化を前提とした鉱区の先行取得——買取やリース——を追求しなかつたと思われる。むしろ、かなり発展した探鉱技術のもとで、炭鉱主たちは、満期となつたりリースの延長問題ないし中途解約可能な時点におけるリース継続問題に直面した際には、残存炭層の賦存状況——埋藏量、炭質、採炭可能期間や単位生産量・価格当りの地代水準等——を十分に調査して慎重に決定を行つたのである。そして、とくに「出荷制限」強化策が展開された一八三〇年代後半から四〇年代のカルテル協定崩壊までの期間、優良鉱区の炭鉱主や大炭鉱主は休業炭坑・坑の発生と増加↓操業率の低下を嫌悪し、劣等鉱区の炭鉱主や小炭鉱主はむしろそれを歓迎したのである。⁷⁾

第三に、かゝる北東イングランド石炭鉱業におけるかなり高度な鉱区と資本の集中および当時としては相当な水準に達していた生産の集積が市場独占の基礎となりえたのは、イギリスの石炭資源の地理的分布の特徴——数多く有力炭田の全国的・地域的な散在状況——のもとで、ロンドンを中心としたイングランド東部沿岸・東南部地方の諸市場への運賃率が他の炭田と比較して例外的に廉価であつたことである。換言すれば、荷嵩・重量品としての石炭の輸送手段である石炭輸送専用帆船による海上運賃の例外的廉価性がこれらの諸市場を他の炭田に対して非競争地域として確保することを可能にしたのである。一般的に、国内に複数ないし多数の炭田が存在する事情のもとでの特定炭田のための市場独占存立の前提条件は、特定地域市場圏を他の炭田に対する非競争地域として設定しうる運賃率の差異の存在である。同一の輸送手段——たとえば公共（蒸気力）鉄道——を使用する場合には、

炭田から消費地市場までの輸送距離の差異——近接性——の存在である。北東イングランド石炭独占存立の前提条件は、前述の市場圏に対して、石炭輸送専用帆船という同一の輸送手段に関してはサウス・ウェールズとスコットランド両炭田と対比した輸送距離の近接性という点で、ヨークシャーやスタッフォードシャー両炭田とは陸上運賃に対する海上運賃の廉価性——蒸気力鉄道に対しても海上運賃（蒸気船ではなおさら）同一距離を基準にすればはるかに廉価であった——という点で、地理的位置の便益を独占的に享受したことにある。⁽⁸⁾この点では、ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートも例外ではなかったように思われる。すなわち、H・S・ジェヴォンズ(H. S. Jevons)によれば、ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートの場合には、国内では、当該ルール炭田と近接した地域——いわゆる非競争地域 (the so-called non-competitive areas) における実際の販売価格は評議員会 (the Advisory Council——シンジケートの常置機関) が作成した銘柄別標準価格一覧表を基礎として協定された「計算価格」(the "accounting prices") からほんのわずかだけ乖離するにすぎないが、ドイツ諸炭田——たとえばシュレージエンやザール——または参加を拒絶したヴェストファーレン企業との競争に直面する場合にはシンジケートは割引政策 (a cutting policy) を採用し、またドイツ帝国および近隣諸国におけるイギリス炭との競争が熾烈な諸市場では大幅な価格切り下げを行い、あるいは国内市況が低迷している時にはシンジケートは外国市場で「ダビング」を実施したのである。⁽⁹⁾北東イングランドの「出荷制限協定」の場合には輸炭は協定対象外として「出荷制限」による操業率低下を緩和ないし相殺する協定の「安全弁」の役割をはたしたのであるが、しばしば外国市場ではロンドン市場価格の四〇%も低く販売されたのである。⁽¹⁰⁾そして、ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケート存立の前提条件として、ドイツ工業の心臓部と重なり合う形で——むしろ工業がルール炭田と結びつい

て立地されたと看做すべきであらう——立地され——これこそ北東イングランド石炭独占に欠いている市場——蓄積基盤の強さである——、かつまたドイツの他の諸炭田と比べて地理的に輸出港に最も近く位置しているという「地の利」の有利さは指摘するに値するであらう⁽¹¹⁾。北東イングランド石炭独占は域内における「過剰生産能力」の形成と累積を根本的原因として一八四四年〜四五年に崩壊したのであるが、その場合次のことに注目すべきであらう。この独占の存立にとって域内では高い通行地代の存在がもう一つの重要な参入障壁として機能し——ただし、「グラインド・アライズ」型独占のような通行権の独占的な買収ないしリース受け「政策」は追求されなかった——、この域内参入障壁は公共鉄道によって打破され生産能力が急増したのであるが、この急増した生産能力に対してロンドンを中心とする諸市場の需要が全く沈滞していた(一八三八年〜一八四四年)事情とそれと相関する家庭用燃料炭——あらゆる炭種のなかでの最高級炭種——無硫黄硬質炭——を基軸炭種としていた事実とがこの独占の崩壊を早めたのである。もしかかる域内「過剰生産能力」の累積がなければ、したがってまた域外諸炭田との競争関係のみに着目するとすれば、北東イングランド石炭独占は一八五〇年代中葉まで存続可能であったと思われる。

ところで、以上説明してきた鉱区所有の集中——鉱区独占と独占された鉱区が蓄積基盤としての市場に対して競争上占める地理的位置の優位性は「自然的独占」⁽¹²⁾の一形態である。鉱業における独占は資本が多かれ少かれ自然的独占を把握することを基礎として成立する。あるいは、自然的独占が資本集中の基礎となり、生産の集積の相対的低位性を代位・補完する。そして、特定地域のみ産出される稀少資源でないかぎり、あるいは地域的に分散する鉱区を資本によって結合——集中しえないかぎり、鉱業における独占は、全国的——国民経済的意義をもつとしても、それ自体としては、地方的独占という性格をもたざるをえない。この点では、北東イングランド石炭独

占も、ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートも、あるいはアメリカにおける早熟的かつ強固な独占として成立した一八八一年〜八二年のスタンダード・オイル・トラストも、同様である。とはいえ、北東イングランド石炭独占は他の二つの独占と比べてより地方的性格が強いことも確認されるべきであろう。この視角から一八四四年〜四五年における北東イングランド石炭独占の崩壊と再建不能の原因を規定すれば、イギリスにおける多数の有力な炭田の散在という自然的・地質的・地理的特質と公共鉄道網の建設による域内炭田における「過剰生産能力」の累積という形態での域内鉱区独占の脆弱化として特徴づけることができるであろう。だが、これを、「産業革命期固有の原生的・過渡的独占⁽¹⁵⁾」と規定することはできないであろう。

第四に、北東イングランド石炭独占は、ギルド的独占や初期独占とは範疇的に異なり、「契約の自由」の原則、したがってまた「加入・脱退の自由」の原則のもとでの炭鉱主⇨資本家の自由意思にもとづくコンビネーションである。

さらに、第五に、これまで北東イングランド石炭独占とライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートとの類似性（および相違性）を指摘してきたが、両者の協定のうちにも著しい類似性が認められる。ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートにおける出荷⇨販売量の最高限を示す「参与指数」(Beteiligungsziffer, "participation figure", or maximum allowable output) は北東イングランド石炭独占の「生産割当基準」("Basis")に相当し、所与の期間にこの最高限の何パーセントを出荷⇨販売するかは決定は、前者は定期総会で、後者は連合委員会で、という決定機関の差異はあるものの、その慣行は全く同じであるといわれる。また、前者では加盟炭坑が参与指数を許可なく超過して生産⇨販売した場合には罰金が課せられ、それから不足した炭坑は補償され、後者では原則と

して月間生荷割当量の超過に対して罰金が課せられ、不足した炭坑は補償された。前者の銘柄別標準価格一覧表を基礎とした「計算価格」協定は、後者の最上質炭を基軸とする銘柄 \parallel 炭質による等級別価格協定にほぼ相当するものと思われる⁽¹⁶⁾。両者の間に著しい相違も認められるのは言う迄もない。既に指摘した諸点に付け加えれば、まず、ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートは、まさしく共販機構をもつカルテルの最高形態としてのシンジケートであり、またその推進的担い手である大炭坑の典型として炭坑製鉄所および製鉄所炭坑という大混合企業が聳え立っているが、北東イングランド石炭独占は、生産割当・出荷制限・価格諸協定と常設管理機関をもっているとはいえ強力なカルテルという域にとどまり、大炭坑は他炭坑の石炭をも運搬する私有蒸気力鉄道やハーバー等を兼営していた——ロンドンデリー侯やラムトン伯——が、前者の最大級の大炭鉱会社の生産規模のせいぜい一〇分の程度にすぎないと推定される。また、北東イングランドの炭鉱貴族は近代的 \parallel ブルジョア的地主であるばかりでなく、地主的利害よりもむしろ主な利害関心を資本家的利潤にいたしていたこと——彼らは鉱区所有者であると同時に、かなりの鉱区をリース受けまたは購入しており、「出荷制限」下で後者の操業を優先させている——したがってまた彼らはオーバー・シュレージエンのマグナーテンとは範疇・類型を異にすることも指摘しておく。

第六に、このことと関連して、「生産の集積」を基礎として、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて体制的に成立してくる「最新型独占」との区別と関連づけが重要である。すなわち、「最新型独占」のさしあたり区別しうる三つの類型、①鉱業ないし原料生産部門にみられる生産（経営）単位（最低必要〔固定〕資本額）の相対的小規模性を多数生産単位の資本的結合 \parallel 集中によって代位・補完し、かつ最も重要な参入障壁を生産（経営）規模や

技術以外の諸契機——とりわけ鉱物資源の賦存状況という地理的地質的諸契機等の自然的独占を構成するそれ——にもとめる独占類型、②鉄鋼業に典型的に見られる生産単位の大規模性（最低必要〔固定〕資本額の巨大性）を最も強力な参入障壁とした比較的少数の生産単位を経営する独占類型、③電機工業・化学工業を典型とした技術（特許）独占を最も重要な参入障壁とする独占類型、があると思われるのであるが、北東イングランド石炭独占は第一の独占類型にその類似性をみいだすことができると思われる。

かくして、北東イングランド石炭独占の歴史的性格を要約するならば、当時の最も先進的な炭鉱技術と発展した管理Ⅱ職員組織を導入し、生産の集積（生産単位の大規模化）の最も発展した石炭鉱業地帯ではあったが、鉱区所有の集中Ⅱ鉱区独占と市場に対する地理的位置の便益独占——これらは「自然的独占」の一形態として総括しうる——を基礎としつゝ、それを資本のかなり高度の集中とともに生産の集積の相対的低位性を代位・補完とした、年季撃縛制といういわゆる「原生的労働関係」と併存した、産業資本主義段階に固有な地方的性格をもった近代的Ⅱ資本主義的独占である、と規定することができるであらう。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態は、「大不況期」に早熟的に形成される「自然的独占」をその基礎とした近代的独占Ⅱ「最新型独占」の存在形態との著しい類似性を刻印するのである。それと同時に、前者における生産の集積と資本の集中の絶対的水準において後者に対してなお低位にとどまることも否定することはできないであらう。

(一) Spring, "English Landowners and Nineteenth Century Industrialism", *op. cit.*, pp. 31-4, 45-8; Sturges, *op. cit.*, pp. 11-2, 25, 55-6, 82, 87. 本稿第一章第三節を参照せよ。

- (2) Spring, *op. cit.*, pp. 48-50; A. J. Taylor, "The Third Marguis of Londonderry and North-Eastern Coal Trade", p. 21; Sturgess, *op. cit.*, pp. 12, 25, 42-3, 55-6, 80, 82-3, 87, 93-4.
- (3) "Lords' Report of 1829", p. 31 (Evidence of John Buddle); Spring, *op. cit.*, p. 33.
- (4) ヴットン・コール・カンパニーの一八二八年の生産割当基準は二九万六、八〇〇トン、海送炭、国内出荷量は二四万六、五七五トン、公開競争時の一八三三年の生産能力三九万七、五〇〇トン、出荷量四四万五、二〇〇トン、三年の割当基準は三六万五、七〇〇トン、等々であった("Lords' Report of 1829", p. 58; "Commons' Report of 1836", pp. 77; Dunn, "An Historical, Geological and Descriptive View of the Coal Trade of the North of England", pp. 78, 87. 後掲の第51表をよび第52表をも参照)。
- (5) Sidney Pollard, "The Genesis of Modern Management-A Study of the Industrial Revolution in Great Britain", 1965, pp. 62-3.
- (6) 大野英二『ドイツ資本主義論』一九七一年、三一頁(第3表)を参照。
- (7) H・レヴィは、一七七一年以降の「出荷制限協定」を「古いギルドの直接の継承者では決していないけれども、以前に存在した組織の異なる産業体制のもとでの復活と看做されなければならない」(Levy, *op. cit.*, p. 110)と規定しているが、この把握の仕方は、全面的に誤りとはいえないとしても、スウィージーが指摘するように「結局、問題を誤解に導く方法であることは明白である」(Sweezy, *op. cit.*, p. 133)。そしてさらにスウィージーは「ホストメン・ギルド」と「出荷制限協定」の比較分析を行なっているのであるが、われわれの当面の考察にとって必要な限りで彼の結論を整理すると、「出荷制限協定」は、新しい形態のギルドではないが、その起源はギルド体制の内部―生産制限と価格吊り上げ―にあり、そして石炭業における排他的な特権の最期の虚構が最終的に放棄された以後にはじめて最も強力な発展をとげたのであり、さらにまたかゝる排他的特権の欠如こそ結局その破滅の原因であった、ということものである。(Sweezy, *op. cit.*, p. 135)
- (8) *cf.*, Sweezy, *op. cit.*, pp. 138, 145-7; Levy, *op. cit.*, p. 156.
- (9) H. Stanley Jevons, "The British Coal Trade", 1915, pp. 328-9. 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』一九五六年、六六一―八ページ。有沢廣巳・脇村義太郎『カルテル・トラスト・コンツェルン』一九七七年、八一―二、九三

ページ」をも参照せよ。

- (10) Levy, *op. cit.*, p. 141; H. S. Jevons, *op. cit.*, p. 316; "Commissioners' Report of 1871-Vol. III", p. 12.
- (11) H. S. Jevons, *op. cit.*, p. 326.
- (12) 「自然的独占」の概念については、拙稿「マルクス「近代的独占」論の意義と限界——「自然的独占」の検討を中心として」、『土地制度史学』第五十八号、一九七三年一月、を参照せよ。
- (13) スタンダード・オイル・トラストについては、さしあたり、谷口明丈「Standard Oil Trust」形成期における石油精製部門の構造」、京都大学経済学会「経済論叢」第一一七巻第四号、一九七六年四月、同「Standard Oil Trust」の成立、「土地制度史学」七五号、一九七七年四月、宇野博二「石油産業における統合会社の発達」、『学習院大学経済学部研究年報』第四号、一九五六年、を参照せよ。
- (14) A. J. テーラーが、鉄道は、イギリス以外の諸国ではコンビネーションの偉大な創造者であり、たとえば一八八〇年以後のドイツ石炭産業で実現された、地方的独占 (local monopoly) にかわるより大きい地帯的コンビネーション (the larger regional combinations) に道を開いたのであるが、イギリスでは全く逆であったのは主としてイギリスにおける石炭鉱業の地理的・地質的諸特徴にあったことを強調してゐる (A. J. Taylor, "Combination in the Mid-Nineteenth Century Coal Industry", *op. cit.*, p. 39) ことに注目すべきである。鉄道は、競争促進機能とコンビネーション促進機能を併せもつのである。スタンダード・オイル・トラストの場合における後者の機能にも留意すべきである。cf. Sweezy, *op. cit.*, pp. 145-7. これこそ「自然的独占」に特徴的な運命である。
- (15) 吉岡昭彦、「一九七六年の歴史学界——回顧と展望——(近代イギリス)」、『史学雑誌』第86編第5号、一九七七年五月、三〇三ページ。
- (16) H. S. Jevons, *op. cit.*, p. 327. また大野英二『ドイツ資本主義論』、三〇八—九ページ。有沢廣巳・脇村義太郎、前掲書、八一—二、九四—八(ライン・ウェストファールン石炭シンジケート規約概要)、本橋末尾の二つの協定規約、をも参照せよ。
- (17) ライン・ウェストファールン石炭シンジケートに関しては、大野英二『ドイツ金融資本成立史論』、六六一—七四ページ、同『ドイツ資本主義論』、二八〇、二八三(註17)、三〇九ページ、を参照せよ。

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態(五・完) (若林)

八三(二四七)

(18) 北東イングランド石炭独占におけるいわゆる「原生的労働関係」(the so-called primitive labour relations) と近代資本主義的独占(modern capitalistic monopoly) という性格との、いわば特異な併存関係、およびライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートとの歴史的性格規定において有意な類似性に関しては、一九七八年三月、筆者が約三週間にわたってニューカスル・アボン・タインを訪問した際、ニューカスル大学歴史学部で北東イングランド(ノーサンブリア)の労働史、社会史、政治史を研究されているマッコード(Norman McCord)教授の御教示をうけた。記して感謝したい。しかし、本稿の内容に関しては筆者の責任によるものであることは言うまでもない。

(19) 従来、わが国において、北東イングランド石炭独占を「前期的独占に結合した販売独占の産業革命期における再編成形態」とか「旧来の領主的・商人的炭鉱独占」とか「半封建的産業独占体制」と把握する全くイギリス経済史や土地所有の史的展開過程を無視した見解(吉村朔夫『イギリス炭鉱労働史の研究』一九七四年、一〇二—一四ページ)―かかる見解を自分の郷土を「産業革命発祥の地」とさえ確信している北東イングランドの多くの人たちが聞けば驚愕するであろう―は論外として、「『スチュアートの独占体制』と区別されるべき、『自由貿易』、『発展的競争』時代の『例外』現象たる『初期的独占的結合』・あるいは近代の独占の『先例』『先駆者』の代表」とする見解(宮崎犀一、『近代英国株式会社形成史論』、「政経論叢」第六卷第一号、一九五七年七月、六一ページ、のちに、同『経済原論の方法 上』一九七〇年に所収、三二三ページ)、「生産の集積」がその基礎の一つをなすつゝも「自然資源の独占」に補完された「運輸手段の未発達・全国市場の未成熟」に主要な基礎をおく地方的独占としての産業資本主義段階の独占、と規定する見解(北原勇、独占と競争)―産業資本主義段階―「三田学会雑誌」、第五十二卷第一号、一九五九年一月、四二―七ページ)や「近代性格をもつ…問屋制的独占」(?)という見解(山本尚一『イギリス産業構造論』一九七四年、八四ページ〔註一〕)がある。後三者も、不正確さや不十分さを残している―北原氏の規定がそのなかではより正確であると思われる―うえ、いずれも、全面的な歴史的構造分析に全く欠け、わが国のこの問題をめぐる知的風土のもとではそのことが全く説得力に欠くものになっていることは否めないであろう。本論文の目的は、この空白を埋めることにあった。

付属資料

訳者註：以下の二つの資料（一八三三年タイン・ウエア炭鉱主連合協定規約および一八三五年タイン炭鉱主協定規約）は当時タイン・ウエア・ティーズ連合石炭業委員会議長であった R・W・ブランドリング（彼はダーラム州の二炭坑、ノースンバーランド州一炭坑、計三炭坑のパートナーの一人〔part owner〕であった）が一八三六年六月一日下院の「石炭業の状態に関する特別委員会」の審問に応じてそのコピーを読みあげて証言した記録である。訳文中の鈎括弧内の字句は訳者が挿入したものである。

I 一八三三年 タイン・ウエア炭鉱主連合協定規約

石炭業事務所 (Coal Trade Office)、ニューカスル・アポン・タイン、一八三三年七月一三日。炭鉱主総会〔タイン・ウエア連合炭鉱主総会〕、開催、議長：ブランドリング (Robert William Brandling, Esquire)。

1、本総会は、先月〔六月〕二十六日、チェスター・レストリート (Chester-le-Street) で開催された会議で表明された意見、すなわち石炭業、したがってこの地方の繁栄は、関係当事者間の何らかの公平な協定——これによって供給は公平かつ十分利益のある (a fair and remunerative) 価格で需要に均衡させられるであろう——によってのみ永久に保証されうという意見、また、石炭取引の一般的規制が実施されるべきであるという勧告に、さらに夫々の炭坑に生産量を割当てる際に採用されるべき諸原則——すなわち第1に、採炭および運搬能力、第2に、さまざまな銘柄の石炭と夫々の売却価格の比率、第3に、船積み施設——に同意することを決議した。

2、〔本総会は、〕自由で、十分に、かつ公平な、すべての係争事項の仲裁 (reference) は、公正かつ永続的な規制を履行しうる唯一の一般的原则であることを決議した。

3、〔本総会は、〕以下の規約と規制 (rules and regulations) が、タイン、ウエア、ティーズ、さらにシアム、ハートレイ、およびブライスの諸港から石炭を船積みするすべての炭坑によって署名されるならば、所期の目的を達成するであろうことを、決議した。

規 約

第1条 一八三四年二月三十一日まで、夫々の炭坑のために全権を以って行動する代表者(a representative)が、当該炭坑所有者によって指名されるものとする。

第2条 夫々の炭坑主は、その旨を書面で届け出ることによって、その代表者を変更することができる。

第3条 地域委員会(district committees)は、夫々の地域内の代表者によって選ばれるものとする。

第4条 連合委員会(united committee)は、地方または地域委員会から構成される。

第5条 連合委員会は、採炭・運搬能力、石炭のさまざまな銘柄の比率、夫々の売却価格と船積み施設を考慮して、夫々の地域が出荷する石炭量を決定する。地域に割り当てられる生産量に関して、委員会間でなんらかの紛争が生じた場合には、2名の仲裁人(arbiters)——1名は、不満をとなえた地域により、残りの1名は、連合委員会により——が任命され、さらにかゝる仲裁人は、業務を開始する前に、裁定人(judice)を任命する。かゝる裁定人の裁定は最終的なものとする。

第6条 地域委員会は、炭質、採炭および出荷能力に同様の考慮をして、夫々の地域における諸炭坑が出荷する石炭量を決定する。いかなる当事者または当事者たちが、苦情をとなえる場合にも、規約第5条の定めに従って、仲裁人および裁定人を任命するものとする。

第7条 連合委員会は、夫々の地域の月間出荷量を定める。

第8条 地域委員会は、当該地域内の夫々の炭坑の月間出荷量を定める。いかなる炭坑も書面によって委員会から受理する特別許可(excess leave)なしに、かゝる割当量を超過してはならない。許可申請をしたいかなる炭坑も、特別許可の拒絶によって不満に思う場合には、その異議は、規約第5条の定めに従って任命される仲裁人および裁定人により決定される。

第9条 特別の困難が一年の特定の期間にあるものと、正当に了解されるいかなる炭坑も、これに関しては前もって、委員会が正当と看做す、時々の割当量が許可される。

第10条 容量超過または重量超過の発生、または、その他のいかなる方法によるこれらの規約の精神からの忌避、または逸脱も、一般委員会が定め、かつ、月毎に支払う罰金により処罰されるものとする。

第11条 各当事者は、かゝる罰金の支払い保証として、割当基準一、〇〇〇〔「チャールドロン」〕当り二〇ポンドの一覧払いの

約束手形を、議長のもとに預託するものとする。

第12条 この協定は、一八三四年二月三十一日まで存続する。

(“Commons’ Report of 1836”, pp. 6-7; A. M. Neuman, “Economic Organization of the British Coal Industry”, 1934, pp. 457-8 [Appendix B])

II タイン炭鉱主協定規約

以下は、ノーサンバーランドおよびダーラム両州内の特定の諸炭坑の所有者または賃借人 (owners or lessees) である若干の人々が、その氏名を署名して、一八三五年 月 日に作成された協定の諸条項である。

第1条 下記の夫々の諸炭坑の所有者または賃借人は、書面で、この協定の存続中、当該炭坑のために行動し、かつ、その所有者を拘束する、全権をもつ代表者を任命する。

第2条 代表者は、売却石炭量、および塊炭および粒炭双方のチャールドロンまたはトン当りで実際に受けとった価格を正確に報告するために、彼が代表している企業の総括的経営管理と炭坑の貨幣取引に精通していなければならない。また、代表者は、彼が代表する炭坑の石炭が売却されるべき価格からのなんらかの不規則な値引またはその他の控除、または本協定の形式または精神かのいずれかに対する他のなんらかの違反に責任を負わなければならない。

第3条 所有者または賃借人は、議長に書面で届け出れば、その代表者を変更する権限を有する。

第4条 9名で構成する(代表者らから選出される)タイン委員会は、一年間、行動するために夫々の炭坑から送付される名簿より任命され、12カ月毎の満期に再選考を受けるものとする。ただし、委員会は夫々の積出し港および炭坑に対する割当基準を定めるために前記した員数で構成すべきことが望ましいが、委員会は、それにも拘わらず、本協定の諸条項を実施するために、その員数のなから付属または執行委員会を構成する権限を有する、したがってかかる委員会は、タインにとって3名以下で構成されてはならない。

第5条 定足数は5名とし、票決は、投票によって行うものとする。多数による決定は、異議申し立てが認められる場合を除いて、どのような場合にも、本協定の当事者を拘束するものである。

第6条 本協定の当事者には、その割当量が現在定められている諸炭坑に対しては、既存の割当基準を採用する。但し、そ

の割当量が委員会または代表者らにより異議申し立てをうけ、かつ、最終的に仲裁人により定められる——いかなる炭坑にも許可される割当量を定める場合、委員会または仲裁人は、採炭・運搬能力、さまざまな銘柄の石炭の比率、夫々の石炭の売却価格、船積み施設を指標とすること——までとする。しかし、割当基準を決定するための夫々の炭坑の能力評価をする際、外国向けまたは内陸向けに売却される石炭の生産に充用される夫々の能力の比率は考慮されないものとする。

第7条 公平な仲裁は、引続き石炭業の協定の基準たるべき大指導原則であり、かつそれは、個別炭坑間ならびに本協定の当事者を構成するさまざまな積出し港、または河川間の割当量を定めるために適用されなければならない。

第8条 河川または地域から異議申し立てが提出される前に、当該河川または地域の炭坑の過半数の代表者が、その適否の認定を表明し、かつかゝる請求を書面で、連合委員会に提出しなければならない。

第9条 苦情を申し出る河川、または地域は、自己の仲裁人を指名するものとし、かつ連合委員会も同様のものとする。かゝる2名の仲裁人は、調査を開始する前に、第3者を裁定人として指名するものとする。

第10条 その全費用は、異議申し立て側と業界全体とで折半負担する。

第11条 仲裁人は、当該異議申し立て河川または地域の割当量を削減、また増加する権限を有し、かつかゝる判定 (decision) は最終のものとする。

第12条 諸河川または諸地域の係争事件の仲裁を導くべき上記の諸原則は、個別諸炭坑が自己の所属する地域の夫々の委員会の決定に異議を申し立てる場合にも適用される。但し、いずれかの個別炭坑が、自己の所属する河川の委員会の決定に異議申し立てをするために、当該委員会の許可をうる必要のない場合を除く。

第13条 本協定は、署名され次第、諸河川および諸地域は、自由に現行連合委員会に異議申し立てをすることができる。但し、一八三六年の年初以前に異議申し立てを行なわないものとする。その場合、河川または地域間の割当基準の変更は、各年の年初を除き行なわないものとする。但し、河川または地域が、かゝる異議申し立てを行う意思を、其時存在する連合委員会に4カ月前に予告を行う場合を除く。

第14条 個別諸炭坑の場合にも、本協定が署名され次第、自由に異議申し立てをすることができる。但し、一八三六年の年初以前に異議申し立てを行われないものとする。その場合、割当基準の変更は、各6カ月満了時を除き行われない。但し、各炭坑の代表者が、かゝる異議申し立てを行うために、自己の意思を夫々の委員会に各年の一月一日および七月一日に先立つ3カ月

前に予告を行う場合を除く。

第15条 仲裁人の決定は、河川または地域の場合には、当該年の年初より、個別炭坑の場合には、仲裁人がかゝる通知をした期日から6カ月目の初めより効力を生じうる。

第16条 委員会または仲裁人は、本協定の当事者またはその代表者を召喚し、あらゆる審問に回答を求め、本協定に十分な効力を付与させるために必要なあらゆる文書を作成する権限を有する。しかし、かゝる権限は、当該炭坑の私的な会計簿を求め、それを正当化するものではない。

第17条 召喚された当事者は、欠席、または、回答することまたは文書を作成することを拒絶した場合には、20ポンドの罰金を課せられる。但し、代表者総会への異議申し立てを、その過半数が、申し立てをする当事者に賛成して決定する場合にはのみ返還される。委員会は、総会では、委員会決定に反対する申し立てに関する投票を行なわないものとする。総会での投票は無記名で行われるものとする。

第18条 石炭の銘柄 (description of coal) 毎の相対価格は、委員会および各炭坑の代表者によって決定される。但し、仲裁人への異議申し立てを受け付けるものとする。

第19条 異なる炭坑も、委員会の許可なしに、その炭坑の売却価格として、当該炭坑と委員会との間で同意された固定価格 (the fixed price) を変更してはならない、違反した場合には、売却された石炭チャールドロン毎に5シリングの罰金を課せられる。但し、紛争となる場合には仲裁人への申し立てを受け付けるものとする。

第20条 委員会には、ウェアおよびティーズ両委員会および本協定のそれ以外の当事者と協力して、折々、需要に見合う塊炭の出荷量を算定する。

第21条 一年の特定の時期に、または他の事由で船積みする上での特別の困難のあることが正当に理解されるいかなる炭坑も、それに関して前以って、時々、委員会が適切と看做す割当量を許可される。かゝる許可の拒絶に不満を感じるいかなる炭坑も、その請求 (the claim) は仲裁により決定される。

第22条 すべての石炭は、重量により、すなわち20ハンドレッドウエイトのトンか、または53ハンドレッドウエイトのチャールドロンか、により売却されるものとする。規定重量を超過していることを検査官 (inspector) によって発見されたいかなる炭坑も、平均10炭車 (10 wagons) の超過に付き、ハンドレッドウエイト毎に2シリング6ペンスの罰金を課せられる。いか

なる炭坑も、計量機械を正しい状態で、便利な場所に、備え付けなければならない。違反した場合には、20ポンドの罰金を課せられる。

第23条 船積み済の出荷量が、割当基準を 100% を超過する場合は 2% を超えるいかなる炭坑も、超過分1チヨルドロン毎に5シリングの罰金を課せられ、かつかかる超過分は、また、翌月の当該炭坑の出荷量から控除される。

第24条 夫々の当事者は、罰金の支払および本協定の一般的履行のための保証として、其々の割当基準に関して一、 000 〔チヨルドロン〕当り20ポンドの金額の一覧払いの約束手形を受託者(Trustees)のもとに預託するものとし、かつ委員会は特別の規定のないあらゆる場合における罰金額を決定する。受託者は議長および委員会により構成される。

第25条 タイン、ウエア、およびティーズ河の検査官は、いずれかの河川の委員会が適当と看做す度ごとに、共同して、チヨルドロン当りの重量が、規約第22条の規定にしたがって、適度でかつ均一に保持されるように、本協定のもとに包含される様々な船積み港のすべての炭坑の度量衡を検査しなければならない。

第26条 河川または地域の委員会の許可なく、備船すること、または価格を吊り上げるとは許されない。夫々の炭坑はかくの如く出荷した石炭に関しては、仲裁を受けることを条件として、チヨルドロン当り5シリングの罰金のもとにおかれる。

第27条 本協定のすべての当事者は、連合委員会が折に付け同意すべき、コール・ファクターによるロンドンにおける石炭売却に関する規制を厳格に守らなければならない。

第28条 本協定の存続期前中に、諸連合委員会が何らかの一時的な目的のために、沿岸諸市場への石炭の追加出荷を認めることが適当であると看做す場合には、いつでも、当委員会は、当委員会が適当と考へる変更と条件によりかかる措置を行う権限を有するものとする。

第29条 委員会が、本協定のもとで受けた罰金を強制執行し、それを月毎に徴収し、かつ、業界の一般的諸目的を執行しているニューカスル書記(the Newcastle secretary)に払込むことが緊要である。

第30条 本協定は、一八三六年一月三〇日に施行され、これに関する当事者の希望がある期間、年々存続する。当事者の誰でも、第1年度以後の各年の年末に先立って、連合委員会に、書面で6カ月前の子告をすれば脱退することができ、かつ、かくして本協定を終結するものとする。

第31条 本協定が、承認をうける前に、その他の点で終結とすべきであることが適当である事情が生じた場合、およびその

ために召集された、3 河川の代表者たちおよび本協定のその他の当事者たちの会議で、当該当事者の五分の四が、本協定を最終することに關して適當であると考へる場合、本協定は、終結するものとする。

第 32 条 本規約が、タイン河流域のあらゆる炭坑の所有者により同意され、署名されるまで、およびウニア河、シアム、ティーズ、ハートレイ、カウペン、およびネザートンの炭坑主が本協定の一般的諸原則に關してタイン委員会と進んで協力して行動する意思を表明するまで、すべての当事者は、本規約に署名することにより拘束されないものとする。

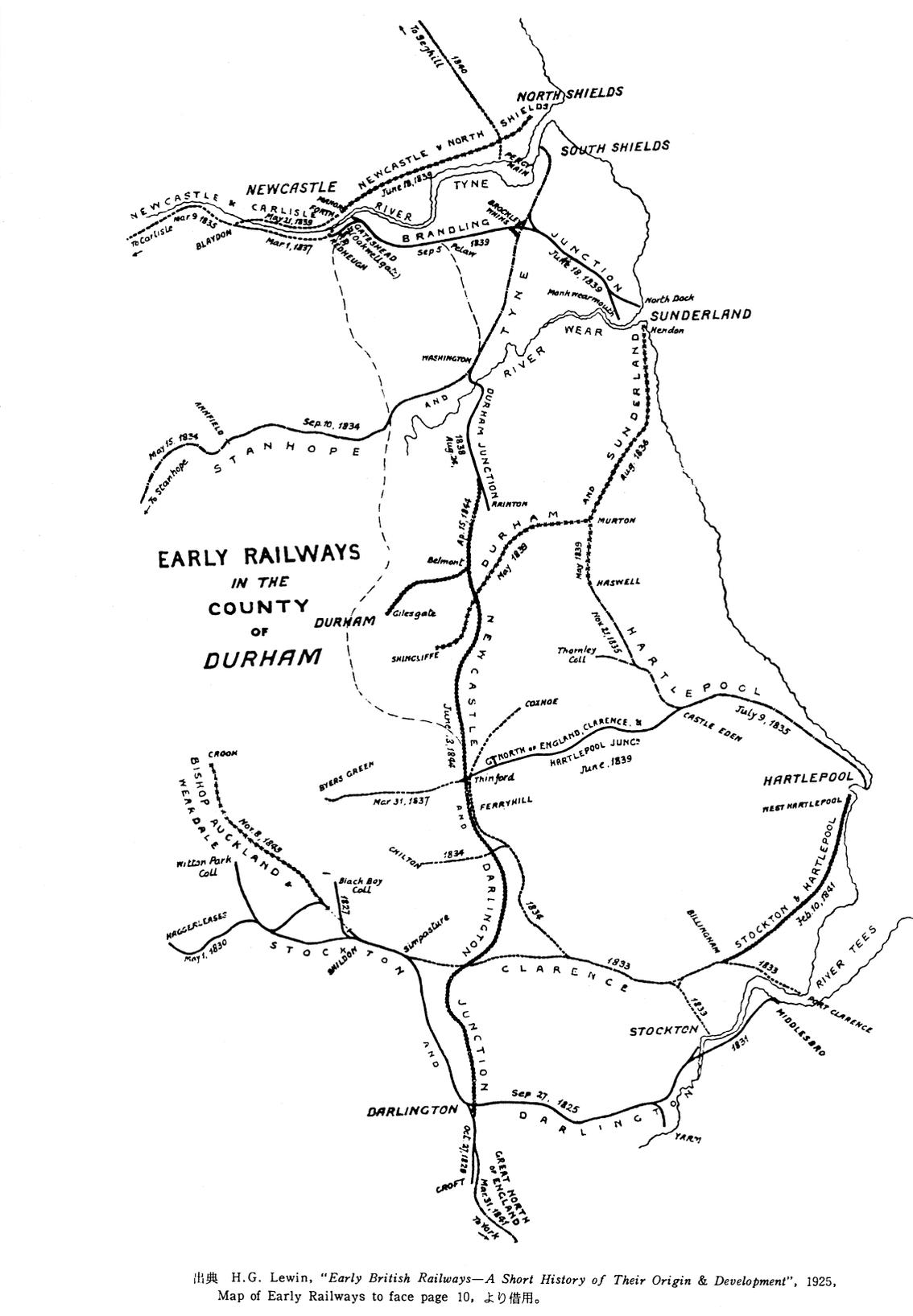
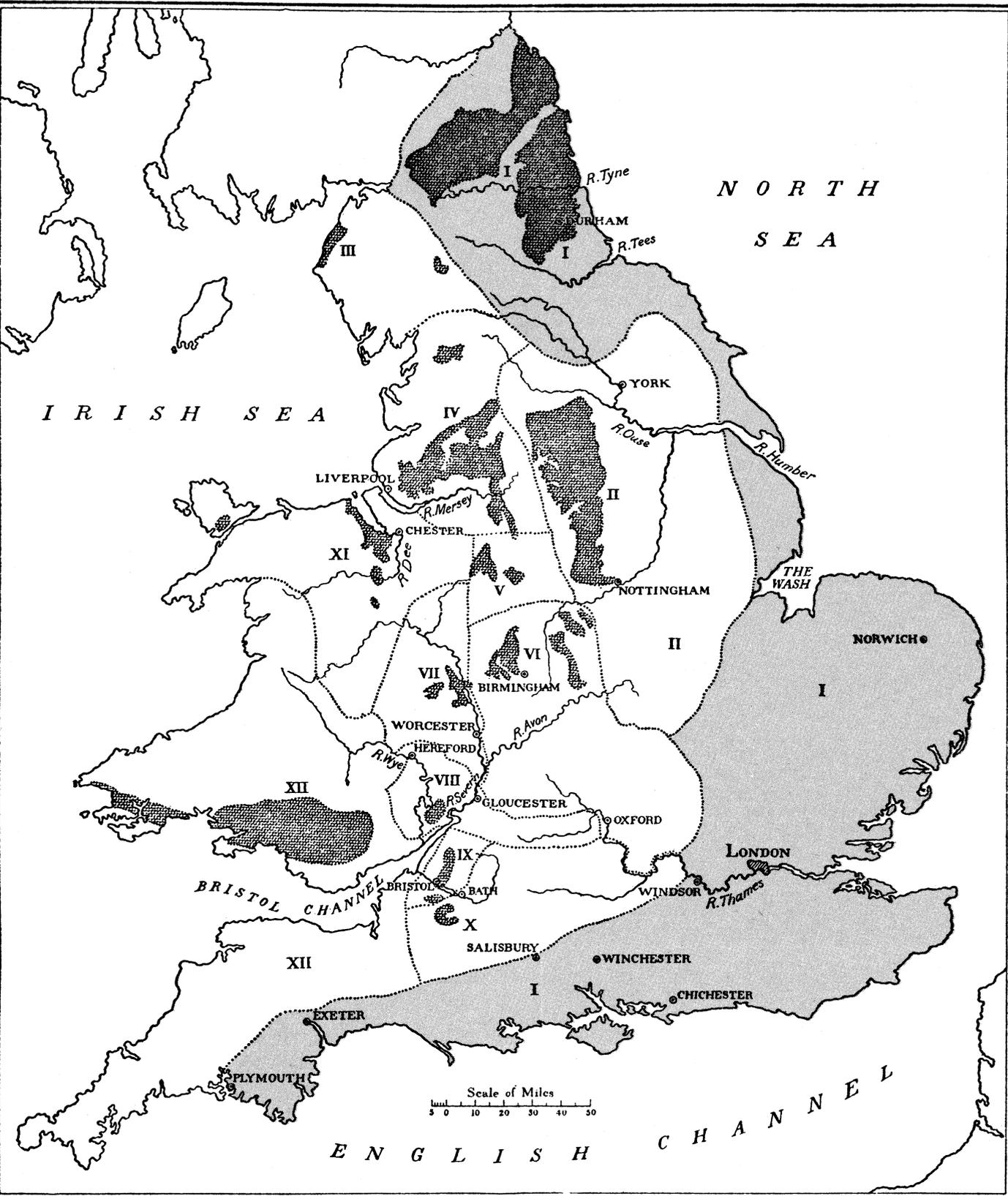
第 33 条 夫々の委員会の間で、または、炭坑主のいずれかと彼が所属する地域の委員会との間で、上記の条項のいずれかの解積に關して、またはこのなかに規定されていないその他のなんらかの項目に關して、意見の何らかの食い違いが生じた場合には、それは仲裁されなければならない。

(*Commons' Report of 1836*, pp. 7-9; Neuman, *op. cit.*, pp. 489-493 [Appendix B]; Levy, *op. cit.*, pp. 317-321 [Appendix I]; Sweazy, *op. cit.*, pp. 165-170 [Appendix B])

〔附記〕 本論文執筆にあたり、国立国会図書館、東京大学附属図書館、同経済学部図書館、一橋大学附属図書館、名古屋国立大学経済学部図書館およびとくに和田一夫氏（現南山大学経営学部）に文献資料蒐集上、大変お世話になった。また、一九七八年三月にニューカスルを訪問した際、当時の石炭鉱業の軌跡を現地で案内し、資料を蒐集することに特別の配慮と御尽力をいただき、また私のさまざまな質問に熱心に答えていただいた、ニューカスル大学歴史学部マッコード教授、経済学部 D・ロー博士（北東イングランド経済史を研究）、成人教育学部 S・M・リンズレイ博士（産業革命期を中心とした北東イングランドの産業考古学を研究）、さらに土木工学部運輸交通運営研究グループの J・A・チャールスワース、R・チャップマン両博士、ニューカスル・シティ・ライブラリー、北部イングランド鉱業・機械工学研究所、ノーサンバーク州ランドレコード・オフィスおよびニューカスル大学図書館に大変お世話になった。記して感謝したい。また、ニューカスル訪問を熱心に勧めていただき、またニューカスル大学のスタッフを紹介していただいた京都大学工学部天野光三教授に謝意を申し上げます。

一九七七年六月三〇日 脱稿

一九七八年八月一七日 加筆補正



註1) 出典 J.H. Clapham, "An Economic History of Modern Britain: The Early Railway Age 1820-1850", 2nd ed. rep., 1950 (1st ed., 1926), facing page 236, より借用 (但し, この原地図は, A Map shewing the Geological Position and Commercial Distribution of the Coal of England and Wales ("Report of the Select Committee on the Coal Trade, together with the Minutes of Evidence and Appendix", House of Commons, 1830 (663), VIII, facing page 397) である)。
 2) 網目模様は当時の石炭探査技術のもとでの炭田を示す。内Iは, 北東イングランド炭田の標準的 (normally) 市場圏を示す。

出典 H.G. Lewin, "Early British Railways—A Short History of Their Origin & Development", 1925, Map of Early Railways to face page 10, より借用。

第43表 1828年～1850年における北東イングランド諸港からの国内向け出荷量と輸出货量

(Unit-tons)

		1828		1829		1830		1831		1832		1833		1834		1835	
Newcastle	coastwise	1,921,467	92.4	1,956,829	92.3	2,167,355	91.7	2,097,617	92.9	1,809,412	90.2	1,926,205	89.2	2,022,226	89.8	2,266,531	87.9
	export	157,211	7.6	163,380	7.7	197,308	8.3	161,247	7.1	197,337	9.8	233,709	10.8	230,342	10.2	313,107	12.1
	total	2,078,678	100	2,120,209	100	2,364,663	100	2,258,864	100	2,006,749	100	2,159,914	100	2,252,568	100	2,579,638	100
Sunderland	coastwise	1,350,354	95.7	1,436,559	95.9	1,322,001	95.3	1,106,396	88.1	1,046,652	87.1	1,176,176	87	952,087	86.4	929,187	85.7
	export	60,743	4.3	61,500	4.1	65,001	4.7	150,000	11.9	154,500	12.9	176,487	13	149,956	13.6	154,538	14.3
	total	1,411,097	100	1,498,059	100	1,387,002	100	1,256,396	100	1,201,152	100	1,352,663	100	1,102,043	100	1,083,725	100
Stockton	coastwise	66,051	100	—	—	—	—	—	—	—	—	578,800	99.4	623,484	98.4	677,941	96.2
	export	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,700	0.6	9,988	1.6	26,840	3.8
	total	66,051	100	79,416*	—	151,262*	—	281,960*	—	336,060*	—	582,500	100	633,472	100	704,781	100
Total	coastwise	3,337,872	93.9	—	—	—	—	—	—	—	—	3,681,181	89.9	3,597,797	90.2	3,873,659	88.7
	export	217,954	6.1	—	—	—	—	—	—	—	—	413,896	10.1	390,286	9.8	494,485	11.3
	total	3,555,826	100	3,697,684	—	3,902,927	—	3,797,220	—	3,543,961	—	4,095,077	100	3,988,083	100	4,368,144	100

		1836		1837		1838		1839		1840		1841		1842		1843		1844	
Newcastle	coastwise	2,280,713	84.6	2,392,494	83.4	2,459,728	81.6	2,159,321	79.5	2,281,345	79.3	2,397,977	76.2	2,350,480	73.1	2,289,531	73.7	1,999,398	76.9
	export	415,849	15.4	476,157	16.6	554,175	18.4	558,052	20.5	593,911	20.7	750,585	23.8	866,281	26.9	815,434	26.3	602,152	23.1
	total	2,696,562	100	2,868,651	100	3,013,903	100	2,717,373	100	2,875,254	100	3,148,562	100	3,216,761	100	3,104,965	100	2,601,550	100
Sunderland	coastwise	971,458	85.0	932,135	79.4	948,429	75.5	913,960	71.1	868,228	66.2	937,995	69.7	859,231	70.2	877,451	74.1	826,702	78.9
	export	170,367	15.0	242,463	20.6	308,168	24.5	370,620	28.9	442,987	33.8	408,515	30.3	364,886	29.8	305,991	25.9	220,434	21.1
	total	1,141,825	100	1,174,598	100	1,256,597	100	1,284,580	100	1,311,215	100	1,346,510	100	1,224,117	100	1,183,442	100	1,047,136	100
Stockton	coastwise	916,440	96.1	1,145,837	96.1	1,219,938	93.4	1,308,778	92.1	1,367,532	91.1	1,483,618	89.8	1,501,596	89.3	1,446,069	86.6	1,415,638	85.7
	export	36,942	3.9	46,516	3.9	86,699	6.6	111,707	7.9	132,842	8.9	169,345	10.2	180,808	10.7	224,593	13.4	237,166	14.3
	total	953,382	100	1,192,353	100	1,306,637	100	1,420,485	100	1,500,374	100	1,652,963	100	1,682,404	100	1,670,662	100	1,652,804	100
Total	coastwise	4,168,611	87.0	4,470,466	85.4	4,628,095	83.0	4,382,059	80.8	4,517,103	79.4	4,819,590	78.4	4,711,307	76.9	4,613,051	77.4	4,241,738	80.0
	export	623,158	13.0	765,136	14.6	949,042	17.0	1,040,379	19.2	1,169,740	20.6	1,328,445	21.6	1,411,975	23.1	1,346,018	22.6	1,059,752	20.0
	total	4,791,769	100	5,235,602	100	5,577,137	100	5,422,438	100	5,686,843	100	6,148,035	100	6,123,282	100	5,959,069	100	5,301,490	100

		1845		1846		1847		1848		1849		1850	
Newcastle	coastwise	2,443,982	69.6	2,302,606	68.3	2,618,941	72.2	2,273,674	69.6	2,143,380	72.0	2,270,379	67.6
	export	1,069,737	30.4	1,064,327	31.6	1,009,641	27.8	994,299	30.4	834,005	28.0	1,088,495	32.4
	total	3,513,719	100	3,366,933	100	3,628,582	100	3,267,973	100	2,977,385	100	3,358,874	100
Sunderland	coastwise	1,536,654	78.2	1,582,218	76.8	1,871,171	79.7	1,911,812	79.3	1,771,215	79.8	2,066,027	81.4
	export	428,400	21.8	478,505	23.2	476,446	20.3	498,158	20.7	447,280	20.2	471,109	18.6
	total	1,965,054	100	2,060,723	100	2,347,617	100	2,409,970	100	2,218,495	100	2,537,136	100
Stockton	coastwise	816,359	86.4	662,279	81.7	727,812	84.4	556,950	84.1	402,225	78.1	484,735	85.6
	export	128,626	13.6	148,110	18.3	134,073	15.6	105,094	15.9	112,897	21.9	81,721	14.4
	total	944,985	100	810,389	100	861,885	100	662,044	100	515,122	100	566,456	100
Hartlepool	coastwise	726,183	82.1	601,481	76.3	703,113	79.0	922,568	79.1	1,037,390	80.3	1,232,500	78.9
	export	158,225	17.9	186,437	23.7	186,478	21.0	243,060	20.9	253,704	19.7	329,900	21.1
	total	884,408	100	787,918	100	889,591	100	1,165,628	100	1,291,094	100	1,562,400	100
North Shields	coastwise	—	—	—	—	—	—	214,709	64.7	255,848	54.4	241,869	54.1
	export	—	—	—	—	—	—	117,162	35.3	214,665	45.6	204,809	45.9
	total	—	—	—	—	—	—	331,871	100	470,513	100	446,678	100
Total	coastwise	5,523,178	75.6	5,148,584	73.3	5,921,037	76.6	5,879,713	75.0	5,610,058	75.1	6,295,510	74.3
	export	1,784,988	24.4	1,877,379	26.7	1,806,638	23.4	1,957,773	25.0	1,862,551	24.9	2,176,034	25.7
	total	7,308,166	100	7,025,963	100	7,727,675	100	7,837,486	100	7,472,609	100	8,471,544	100

註 1) 出典 "Commissioners' Report of 1871-Vol. III", Appendix to the Report of Committee E., pp.55-6 (Appendices, No.28-31), より借用・作成。

2) * 印は、空白を埋める参考として, "Commons Report of 1836", p.105, より補足した統計数字。